

令和 6 年度
全国家畜衛生主任者会議資料

令和 6 年 4 月 15 日
消費・安全局畜水産安全管理課

目 次

I	畜産物の安全性確保（生産安全班関係）	1
1.	生産資材の安全確保に関する取組	
2.	畜産物による人への健康被害を防止するための取組	
3.	食品衛生に係る飼安法等違反が発生した場合の対応	
4.	輸出畜産物にかかる対応	
II	牛トレーサビリティ制度（牛トレーサビリティ企画班関係）	3
1.	制度の取組状況	
（1）	牛の個体識別情報	
（2）	制度の信頼性を確保するための措置	
（3）	都道府県等との連携強化	
2.	生産段階におけるこれまでの違反事案と対応（平成16年度～）	
（1）	生産段階	
（2）	流通段階	
	参考資料1	
III	獣医師及び獣医療の提供（獣医事関係）	7
1.	「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の公表及び「都道府県計画」の策定	
2.	獣医師確保対策	
（1）	獣医療提供体制整備推進総合対策事業（一般予算）	
（2）	家畜の遠隔診療	
（3）	産業動物診療施設資金貸付制度（平成4年度～）	
（4）	産業動物獣医師確保に向けた各県の取組	
3.	獣医師法第22条の届出	
4.	獣医師国家試験	
5.	獣医師の行政処分	
6.	「獣医師の責務についての講習会」の開催	
7.	愛玩動物看護師	
8.	獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく診療施設	
9.	獣医療における放射線診療の体制整備	
10.	獣医療広告制限見直し	
	参考資料2	
	参考資料3	
	参考資料4	
	参考資料5	
	参考資料6	
	参考資料7	
	参考資料8	
	参考資料9	

IV 動物用医薬品等の安定供給、有効性及び安全性の確保等（薬事安全企画班・薬事監視指導班・薬事審査管理班関係）	32
1. 動物用医薬品等の安定供給	
2. 動物用医薬品の適正使用の徹底	
3. 動物用医薬品等の輸入監視	
4. 動物用医薬品の製造販売業の許可等の現状	
5. 動物用医薬品販売業者の許可の現状	
6. 動物用医薬品製造販売業者等に対する監視指導	
7. 動物用医薬品等の承認プロセスの改善	
V 薬剤耐性（AMR）対策（薬剤耐性対策班・飼料安全基準班関係）	35
1. 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の策定	
2. 畜産分野における抗菌剤の削減に向けて	
3. 今後の取組について	
（参考）EU の新たな動物用医薬品規則について	
参考資料 10	
参考資料 11	
VI 飼料の安全性の確保等（飼料安全基準班・飼料検査指導班・粗飼料対策班・愛玩動物用飼料対策班）	43
1. 飼料安全をめぐる最近の情勢	
（1）食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について	
（2）BSE 飼料規制の見直し	
（3）飼料・飼料添加物の安全確保	
（4）GHG 削減を目的とする飼料添加物の安全確保	
（5）ゲノム編集飼料	
（6）国産飼料中のかび毒の低減対策	
2. ペットフードの安全確保に関する取組	
参考資料 12	
参考資料 13： 令和5年度予算概算決定の概要	48

I 畜産物の安全性確保 (生産安全班関係)

1. 生産資材の安全確保に関する取組

畜水産物の安全を確保するためには、生産から加工・流通・消費までの各段階において、リスクの程度を把握し、各段階で必要なリスク管理措置を着実に実施していくことが不可欠。生産段階では、飼料の安全基準や動物用医薬品・飼料添加物の使用基準の設定などのリスク管理措置を策定・実施・見直しを的確に行う必要。

このため、有害化学物質や薬剤耐性菌の調査・試験を実施するとともに、新たな分析・試験方法の開発等を進めていくことが重要。

＜調査・試験等の例＞

- ・飼料の安全性を確認する試験：
かび毒等の有害化学物質を家畜に投与し、畜産物中の有害物質の残留濃度や家畜の健康影響を確認。
- ・動物用医薬品の使用基準・休薬期間を設定するための調査：
食品安全委員会へのリスク評価に資する基礎資料を作成するための情報整備。
- ・薬剤耐性菌のモニタリング調査：
家畜、愛玩動物、水産動物における薬剤耐性菌の動向調査。
- ・有害物質等の分析・試験方法、安全性評価方法、リスク低減技術の開発：
飼料等に適用できる有害な試薬を用いない分析法の開発。

2. 畜産物による人への健康被害を防止するための取組

取組の優先度が高い有害化学物質や有害微生物に関しては、畜産物中の汚染実態を調査した上で、調査結果等に基づく生産段階でのリスク管理措置の策定等が重要。このため、消費・安全局は、令和3年3月、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」及び令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」を公表。

当班では、畜産物中（5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳））のダイオキシン類の含有実態調査などを実施。

今年度は、現在検討中の「令和6年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、畜産物中の有害化学物質の含有実態調査を実施予定。

3. 食品衛生に係る飼安法等違反が発生した場合の対応

飼安法、薬機法及び牛トレサ法に違反する事案が発生した際、生産物の回収・差止め等が必要となる場合があるが、関係者への速やかな情報共有を行い、迅速かつ的確な対応を行うためには、平常時における体制整備が重要。

このため、畜水産安全管理課では、事案の報告があった際の畜産局や厚生労働省等の

省内外の関係部局、畜産関係団体への連絡体制、生産物の流通先の把握等に漏れがないよう、マニュアル、チェックリスト等を整備。

なお、作成時から時間が経過したことから、連絡体制を含めたマニュアルの更新や見直しを実施中。

4. 輸出畜産物に係る対応

輸出前の検査で、畜産物から基準値以上の物質が検出された事例あり（令和5年度、1事例）。その際、検出された原因究明の一環として、都道府県において、衛生部局と協力し農場調査等を実施してもらう必要。

具体的には、輸出農場で使用している生産資材（飼料、飼料添加物、動物用医薬品）の購入・使用記録、保管状況などの調査等を実施。

同様の事例が発生した場合、輸出畜産物を含めた生産段階における安全性向上のため、農場調査への技術的助言を実施。

Ⅱ 牛トレーサビリティ制度 (牛トレーサビリティ企画班関係)

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（略称「牛トレーサビリティ法」）は、BSE のまん延防止措置の的確な実施を図ることを主な目的として、平成 15 年 12 月 1 日から生産・と畜段階の措置が施行され、平成 16 年 12 月 1 日から流通段階の措置が施行された。

牛トレーサビリティ制度は、BSE のまん延防止のみならず、国産牛肉の信頼性の確保に資するため、関係者が協力して運用が図られたことにより、生産から流通・消費の段階に至るまで相当程度定着してきたところ。

牛の個体識別情報は、牛の生産現場における個体管理や生産履歴の公表、各種補助事業の実施に係る確認事務の効率的な実施等広く利活用されており、牛及び牛肉の生産・流通において必要不可欠な制度となっている。

1. 制度の取組状況

(1) 牛の個体識別情報

独立行政法人家畜改良センターが管理しているデータベース（牛個体識別台帳）に記録・蓄積されている頭数は令和 4 年度末現在で約 3,001 万頭（R3 年度：約 2,901 万頭）、令和 6 年 2 月末現在で、データベースに登録されている飼養頭数は約 389 万頭（R5.2 末：396 万頭）、牛 1 頭以上飼養されている施設は約 47,600 か所（R5.2 末：50,300 か所）となっている。

都道府県の家畜衛生部局等におかれては、職務上必要である場合に限り、業務を管轄する地域の牛群情報等を利用することが可能（「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」（平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1121 号））となっているので、必要な場合には独立行政法人家畜改良センターに相談されたい。

(2) 制度の信頼性を確保するための措置

地方農政局等が牛の管理者、と畜者、牛肉の販売業者、特定料理提供業者（主として「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」、「ステーキ」を提供している事業者）に対して立入検査等を実施。

立入検査等の結果、牛トレーサビリティ制度が適切に遵守されていない場合は、管理者等に対して指導を実施。

また、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号が正確に伝達されていることを確認するため、と畜直後の枝肉（令和 5 年度約 110 万頭分）から採取した照合用サンプルと、小売店等から買い上げた牛肉から採取した調査用サンプルとの DNA 鑑定を実施。

(3) 都道府県等との連携強化

① 生産段階

牛トレサ（生産）業務については、令和7年度までに段階的に地域拠点から地方農政局等本局（所）へ移行することとしており、既に北海道農政事務所、北陸農政局（富山県及び福井県）、東海農政局、近畿農政局が移行済となっている。引き続き、制度の円滑かつ適正な運用を図るため、効果的かつ効率的な監視・指導に努めてまいりたい。

また、例年紹介させていただいているが、耳標を誤装着したまま出荷・と畜するケースや所在不明牛の状況を聞き取っていくうちに、死亡して所有地に埋却していたなどの事案が散見されている。このような事案については、都道府県畜産主務課や家畜保健衛生所等との情報共有を図りつつ、管理者等への合同調査等を実施していくといったことも想定されることから、引き続き、関係機関との連携強化を図り意見交換等を実施していくこととしている。

② 流通段階

流通段階の監視業務については消費者行政・食育課が担当しており、地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課が監視業務を実施。地方農政局等は、偽装表示等疑義事案の情報提供があった場合、都道府県表示担当部局等との情報共有及び販売業者等への合同調査等を実施している。

2. 生産段階におけるこれまでの違反事案と対応（平成16年度～）

(1) 生産段階

平成16年度から令和5年度までに催告・公表した事案は15件、うち告発したものは4件

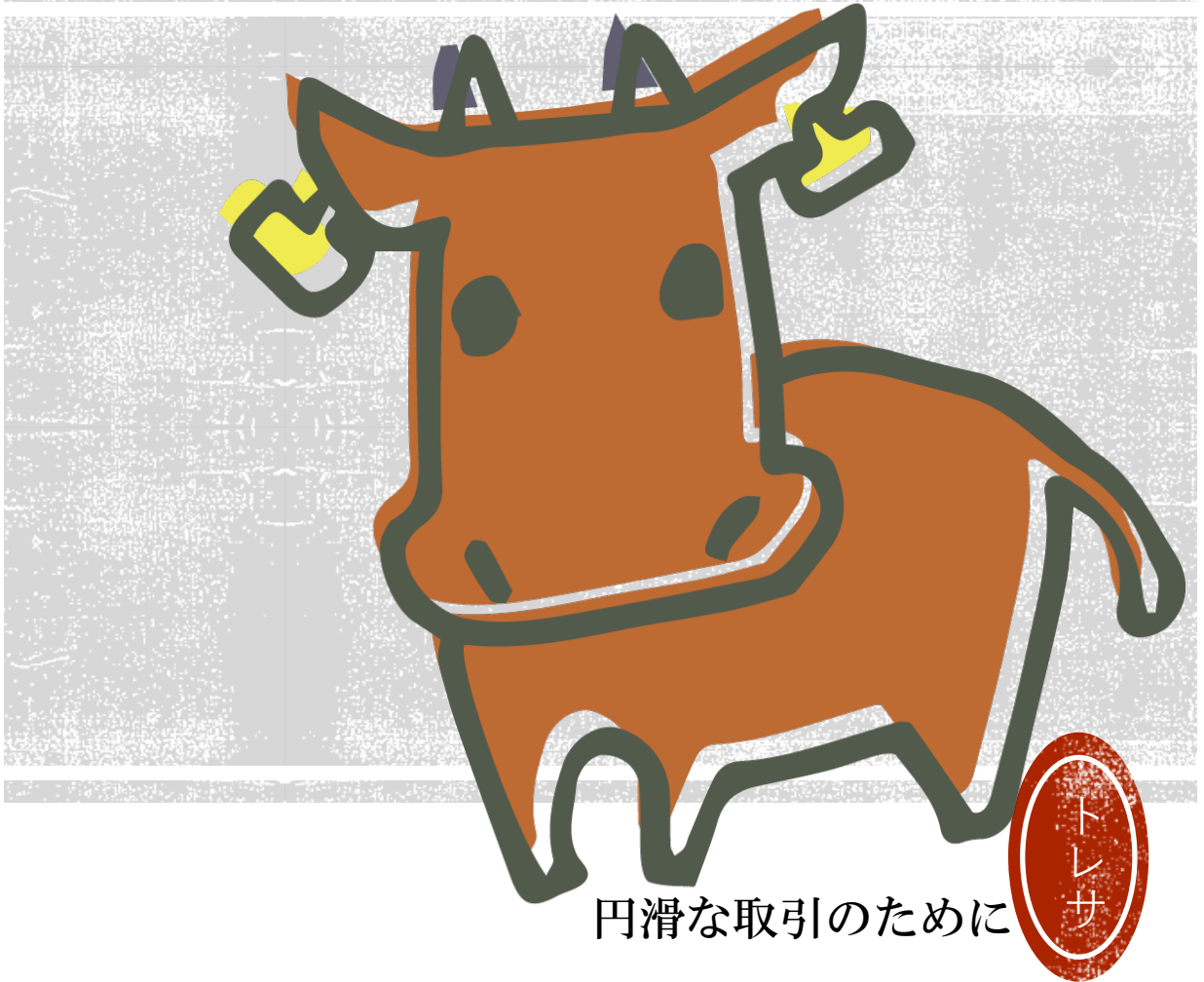
(2) 流通段階

平成17年度から令和5年度までに勧告・公表した事案は66件

耳標の確実な装着と 迅速かつ正確な届出

(参考資料1)

- ・耳標が両耳に装着されていない牛は異動できません。
- ・出生、異動等の届出を偽ると、行政処分や罰則の対象となったり、補助事業に参加できなくなることがあります。



円滑な取引のために

<問い合わせ先>

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 牛トレーサビリティ企画班	TEL：03-3502-8111 (内線4548)
北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：011-330-8816 (直通)
東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：022-263-1111 (内線4628)
関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：048-600-0600 (内線3219)
北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：076-263-2161 (内線3727)
東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：052-212-5680 (直通)
近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：075-414-9000 (直通)
中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：086-224-4511 (内線2389)
九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：096-211-9111 (内線4252)
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL：098-866-1672 (直通)

MAFF
農林水産省

届出Webシステムをご存知ですか

パソコン、スマートフォン、タブレットを
利用して牛の届出を行っていませんか？

酪農家
肉用牛農家の
皆様へ

独立行政法人 家畜改良センター
牛の個体識別情報検索サービス

当Webサイトでは、牛の個体識別台帳に記録されている情報の検索および牛トレーサビリティ法に基づく届出を行うことができます

検索をされる方 (牛トレーサ制度) | 届出をされる方 (農家の方) | 個体識別情報の活用 | その他/リンク | お問い合わせ (よくある質問)

スマートフォン・携帯用サイトはこちら

独立行政法人 家畜改良センター

届出Webシステムの
操作手順はこの
リンクをクリック

届出Webシステム
のご利用はこのボタン
をクリック

個体識別番号の検索

ご利用手順 | 利用上の注意

届出Webシステム

出生・異動の届出・耳標の再発行請求、登録済み履歴情報の修正請求を行うことができます

届出Webシステムについて

— 主な特長 —

- ・ **スマートフォン**や**タブレット** 端末のご利用が可能
- ・ けい養牛リストや在庫耳標の確認も可能
- ・ 過去90日以内の届出内容を画面上で確認することができ、ダウンロードすることも可能
- ・ 届出した内容の**修正請求手続き**も可能

届出Webシステムのご利用は

牛の個体識別

検索

<https://www.id.nlbc.go.jp/>

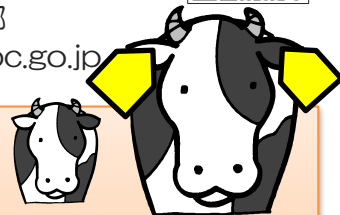


【お問い合わせ先】

独立行政法人 家畜改良センター個体識別部

TEL : 0248-48-0596 E-Mail : id@nlbc.go.jp

家畜の死体は必ず化製場で処理を！



- ・ 家畜の死体は、化製場で処理することが、法律で義務づけられています。
- ・ 耳標の装着の有無にかかわらず、**死亡した家畜を自分の農場に埋めることは「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。また、死亡の届出を忘れずに！**
(死亡の届出の引渡し先は、化製場又は家畜保健衛生所となります。)

Ⅲ 獣医師及び獣医療の提供 (獣医事関係)

1. 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の公表及び「都道府県計画」の策定

獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、令和2年5月に新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表。

この新たな基本方針に基づき、地域の実情に応じた適切な獣医療提供体制の整備を計画的に実施するため、都道府県計画の策定等に向けた検討を都道府県にお願いしているところ。本年3月末時点で43道県が計画を策定。策定済の道県には、計画の着実な実施をお願いする。

なお、新たな基本方針及び都道府県計画の実現に資するよう、令和5年度は獣医事審議会による調査を栃木県の御協力の下で実施。調査概要は獣医事審議会計画部会で報告するとともに各都道府県に共有。

2. 獣医師確保対策

獣医療の提供体制の整備に関連する主な施策・事業は以下のとおり。

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業（一般予算）

ア 獣医師養成確保修学資金給付事業

将来、地域の産業動物診療又は都道府県の家畜保健衛生所の家畜防疫員等を志す高校生等に対し、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、授業料、実習費等）を上限とする修学資金を、獣医学生に対し、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金（最長6年間）を給付。

令和5年度は、年度途中の再配分も含め、40名程度の割当となった。また令和6年度予算額は微増となったところ。

産業動物獣医師の地域偏在については、各都道府県が地域の実態を踏まえて目標達成に向け取り組むことが重要であり、国としては、真に産業動物獣医師確保・育成に取り組んでいる地域を支援する方針。限られた予算の効果的な執行を図るとともに、修学資金の配分に関する透明性及び公平性を確保するため、令和6年度も昨年度同様に、配分の考え方を明確化したうえで、各地域の公募資料を精査し、配分を決定したところ。

また、執行率が低下すると、後年度のさらなる予算削減につながりかねないことから、修学生の確保が確実に見込める計画の策定をお願いするとともに、募集終了時期の統一及び減額・追加交付など、多額の不用を生じさせない事業執行に御協力いただきたい。

さらに、入学金から給付する地域枠についても、希望するすべての地域に枠を割り当てることができなかった状況であったことから、都道府県単独事業の修学資金を活用した入学も可能であるということを、地域枠入試を設けている大学に対し、確認をとったところ。すでにいくつかの県で都道府県単独事業の修学資金を活用し

た地域枠入試への推薦を実施したと承知している。引き続き、各地域において都道府県単独事業としての予算要求や地域枠入試に関する大学への働きかけ等をお願いする。

イ 獣医師確保・能力向上支援・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

(ア) 臨床実習等支援事業

- ・獣医学生を対象に、家畜保健衛生所や産業動物診療の現場に同行した臨床実習の実施や理解醸成のための講習会等を開催。

(イ) 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

①新規獣医師臨床研修促進事業

- ・獣医師としての経験が少ない新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施。

②管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援事業

- ・診療獣医師を対象に、管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する短期及び長期の研修等、セミナーや理解醸成のための講習会・検討会を実施。
- ・診療獣医師を対象に、高度獣医療に関する技術研修・セミナー、小動物診療獣医師が産業動物分野に参画するための研修及び専門性の高い獣医療の提供のための調査・検討を実施。
- ・女性獣医師等を対象に、職場復帰・再就職に当たって最新の知識を習得するための研修等を実施。
- ・産業動物診療施設の雇用者を対象に、女性獣医師等の就業に対する理解醸成のための講習等を実施。
- ・獣医学生を対象に、ライフプランを考える機会を提供するためのセミナー等を実施。
- ・女性獣医師等の就業支援のため、ロールモデルの紹介、e-ラーニングや求人情報等の幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームを公開。
(URL:<http://www.nichiju-shien.com/>)
- ・公務員獣医師や産業動物診療獣医師の中途採用向けに職場紹介セミナー等を実施。

③ 地域獣医療体制整備対策事業、

- ・獣医療提供体制の効率化が求められる地域をモデルとして、デジタル技術を活用した、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を試行的に実施、その取り組みを動画等にまとめ、周知。

(動画 URL) <https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>

(動画 URL) https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU

(事例集) <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/vetkakuho.html#enkaku>

※さらに、上記③については、令和4年度に続き、令和5年度も補正予算（28百万円）を措置。

（２）家畜の遠隔診療

家畜の遠隔診療については、令和３年１２月に、家畜の遠隔診療の積極的な活用のための留意事項等を、令和４年８月には遠隔診療における動物用医薬品の取扱に関する通知を発出。先述の国の事業とは別に単独で遠隔診療普及の事業を措置している県もあるとのこと、引き続き、積極的な活用による獣医療提供体制の整備をお願いする。

（３）産業動物診療施設資金貸付制度（平成４年度～）

都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画に基づき施設の整備を行う産業動物開業獣医師、農業共済団体等に対し、（株）日本政策金融公庫から診療施設の整備のために必要な長期低利の資金の貸付。

令和３年度は５６百万円、令和４年度は１１０百万円の貸付実績。

産業動物診療施設に対する融資（農林漁業施設資金）の概要

○利率（※令和６年２月２０日現在）

→１．１％※（融資期間に関わらず固定）

○融資額

→負担額の８０％まで

○融資対象

→産業動物に係る技術の高度化のための機器導入、施設増改築

→産業動物診療に従事する獣医師の増員に際して必要となる機器導入、施設増改築等

○返済期間

→１０年以内

（最大２年間の据置期間があります）

○主な要件

→都道府県に診療施設整備計画を認定されていること

○産業動物診療

→牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら等の診療

（その他の動物も診療している場合、目安として５割以上が産業動物であること）

（４）産業動物獣医師確保に向けた各県の取組

獣医療提供体制整備推進総合対策事業の活用その他、各県においても独自の確保対策を実施しているところ。各県の取組をとりまとめ、獣医事講習会において共有・横展開を図っている。

３．獣医師法第２２条の届出

獣医師法第２２条に基づく届出は、地方からの提案等に関する対応方針等を踏まえ、届出事項に防疫業務への協力可否等を追加し、昨年１月の届出からオンライン申請の受

付を開始。最終的に全体届出の約 10%となる、4,000 件近くのオンライン利用がなされた。

令和 6 年 3 月にはオンラインによる届出の場合は都道府県の経由事務を廃止する主旨の獣医師法改正を含む地方分権一括法が閣議決定された。

都道府県の事務負担を軽減するためにも令和 7 年 1 月の届出に向け、eMAFF の利用率向上に向けた周知への御協力をお願いする。

なお、令和 7 年 1 月の届出までに省令改正を行い、届出様式を変更予定。本日担当素案をお示ししますので、御意見等があれば、4 月中を目途に獣医療チーム共有アドレスまで提出いただきたい（様式自由）。なお、本案はあくまで担当素案であるため、今後変更等が見込まれる旨ご理解ください。

4. 獣医師国家試験

令和 5 年度獣医師国家試験(第 75 回)は、令和 6 年 2 月 14 日(水)及び 15 日(木)に、北海道、東京及び福岡の 3 試験地で実施した。受験者は 1,394 人(新卒 1,029 人/既卒等 365 人)、合格者は 1,013 人(新卒 868 人/既卒等 145 人)、合格率は 72.7%。

獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について、獣医事審議会が試験を行うこととなっている。現在、約 60 名の学識経験者に委員等として対応いただいている。令和 4 年度から、獣医事審議会試験部会に所属する専門委員として、より一層、現場に必要な知識及び技能を問う国家試験をという観点から地方公務員の獣医師 2 名にも御協力いただいている。

5. 獣医師の行政処分

平成 16 年以降、行政処分を受けた獣医師は増加しており、昭和 30 年以降に行政処分を受けた獣医師の約 56%を占めている。特に、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容により罰金以上の刑に処せられる事例も発生。このため、平成 27 年 12 月、獣医事審議会免許部会から「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」が公表され関係者へ周知。獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の向上について、社会的な要請が高まる中、獣医学生及び獣医師に対して法令遵守の意識付けを強化。

なお、各都道府県及び関係団体には、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を把握した場合は、その旨を当班へ適時・適切に報告するよう依頼している。

6. 「獣医師の責務についての講習会」の開催

獣医系大学の学生に対して、獣医師の業務に係る法規について解説し、関連法規の遵守の重要性について理解を深めるための講習会を開催している。

7. 愛玩動物看護師

令和元年 6 月に議員立法により愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）が制定、令和 4 年 5 月より全部施行された。

令和5年度は、令和5年10月1日に第2回愛玩動物看護師国家試験予備試験（同年10月30日、合格発表（合格者2,364人、合格率98.4%））、令和6年2月18日に第2回愛玩動物看護師国家試験（3月15日合格発表（合格者6,797人、合格率68.6%））を実施した。愛玩動物看護師名簿登録者数は、17,342人（令和6年3月1日現在）。

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会（合同会合）において、愛玩動物看護師制度を広く普及していくため、獣医療分野及び動物愛護・適正飼養分野両方の側面より審議を進めている。

愛玩動物看護師が社会で活躍できるよう、引き続き、法律を共管する環境省と連携し、愛玩動物看護師制度の推進に取り組んでまいりたい。

＜参考＞農林水産省ウェブサイト

愛玩動物看護師

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html

愛玩動物看護師法に関するQ&A

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/qanda.html

8. 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく診療施設

診療を業務とする獣医師は、獣医師免許を受けた後も獣医系大学の飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努めるものとされている。診療施設から指定の希望があれば当課に相談願いたい。現在指定を受けている診療施設は以下のとおり。

- ① 臨床研修を行う診療施設 : 11施設
(産業動物：5、小動物：6)
- ② 共同して臨床研修を行う診療施設 : 10施設群
(産業動物：9、小動物：1)

9. 獣医療における放射線診療の体制整備

飼育者からの高度な放射線診療の要請に応えるために、平成21年2月に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示が施行され、リニアック等を用いた放射線治療や放射性同位元素（テクネチウム99m、フッ素18）を活用した医薬品によるPET検査等を適切に実施するための診療施設の構造設備の基準や医薬品を投与した飼育動物の退出基準等が整備された。さらに、使用直前に診療施設内のサイクロトロン装置等により製造する放射性同位元素（炭素11、窒素13、酸素15）を活用した薬剤（院内製造薬剤）を活用した犬猫のPET検査を適切に実施するため、飼育動物の退出基準に院内製造薬剤を加える旨の告示改正等が整備された。

その後、獣医療法施行規則の累次の改正により、令和3年4月に放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度の引き下げ、令和4年8月に口内法撮影用エックス線装置に係る防護措置の設定を行ったところ。引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導願いたい。

10. 獣医療広告制限見直し

獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。

その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要があった。

このため、必要な手続きを経て、令和5年10月に獣医療法施行規則の改正、同年11月に獣医療広告ガイドライン改訂を実施したところ。

さらに、農林水産大臣が指定した者の獣医師の専門性に関して令和6年3月に「農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準について」通知を発出したところであり、今後、団体等からの申請があり次第、手続きを進めてまいりたい。

＜参考＞獣医療広告制限見直しについて

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>

※ 本年4月より正式に、獣医事監視班、獣医療提供戦略班、小動物獣医療班の3班体制で獣医事関係業務を行う。

栃木県における産業動物獣医療提供 体制に関する調査概要

令和 6 年 3 月 4 日

栃木県における獣医療県計画の現地調査（概要）

- 令和5年11月21,22日の2日間で、栃木県における獣医療提供体制整備計画の取組状況について現地調査を実施
- 現地調査は獣医療提供体制整備基本方針の策定を担う獣医事審議会計画部会の委員及び農林水産省で実施

※ 獣医療法において、農林水産大臣が「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」（基本方針）を定め、都道府県は基本方針に基づき「獣医療を提供する体制をの整備を図るための計画」（県計画）を定めることができることとなっている。

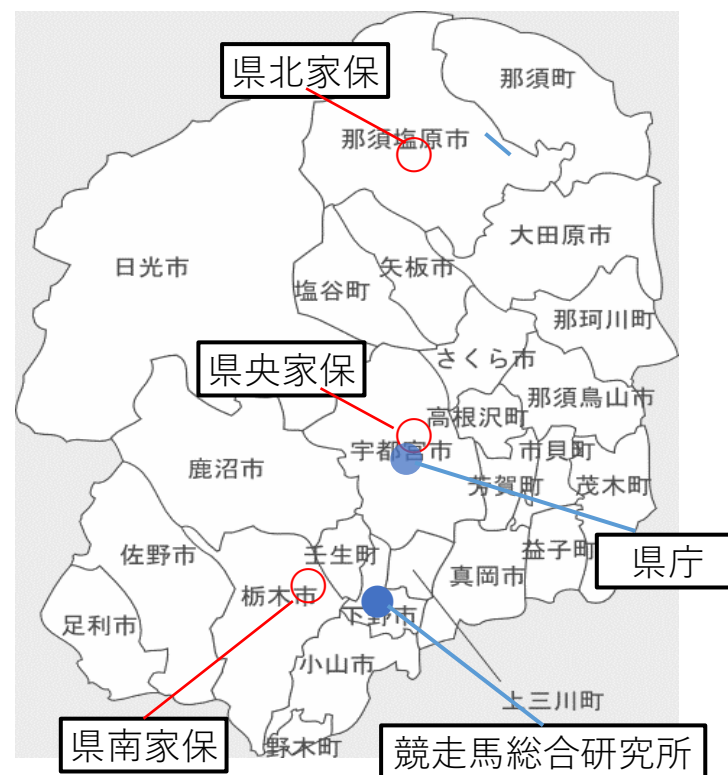
＜前提情報：栃木県の畜産規模＞

- 飼養頭羽数は**乳用牛全国2位**、肉用牛全国7位、豚全国9位
- 那須塩原市、那須町など、**県北地域での畜産が最も盛ん**

＜現地調査対象施設＞

特に産業動物の獣医療提供体制を調査するため、
以下3ヶ所を選定

- 栃木県庁 @宇都宮市
- 県内開業の産業動物診療所
- 競走馬総合研究所（JRA） @下野市



栃木県における獣医療県計画の現地調査（概要）

<産業動物獣医療に関する県計画の概要>

令和12年度を目標として令和3年10月に策定。

➤ 農林水産公務員獣医師の目標数67名※。調査時65名（家保に1名の欠員）。

➤ 産業動物診療獣医師の目標数153名※。策定時143名。

※ 目標とする家畜の飼養頭羽数と獣医師1人当たりの年間診療可能頭羽数、
産業動物獣医師に対して実施した、畜種毎の獣医師不足度合に関するアンケート結果に基づき設定

<産業動物の獣医療提供体制に関する調査結果概要>

（農林水産公務員獣医師）

- 家保に1名の欠員があるが、近年の採用状況を踏まえると**県計画の目標は達成できる見込み**
- 一方、**今の定員数が業務と比較して充足しているかは検討の余地がある**
- 確保対策としては、初任給調整手当、修学資金等の各種取組を実施

（産業動物診療獣医師）

- 畜産農家、開業の産業動物獣医師が多く、またNOSAIの家畜診療所がないからこそ、**開業獣医師同士、県獣医師会、酪農協、家保の連携が強く、獣医療提供体制を強めている**
- 一方、農家戸数の減少に伴い、開業獣医師の収入も減少。**今の診療規模で獣医療提供を継続できるかはわからない**
- 今後は飼料設計・OPUなどの高度サービスによる差別化が重要となってくるが、そこには農家の理解が必要となるのではないかと

（馬を扱う獣医師）

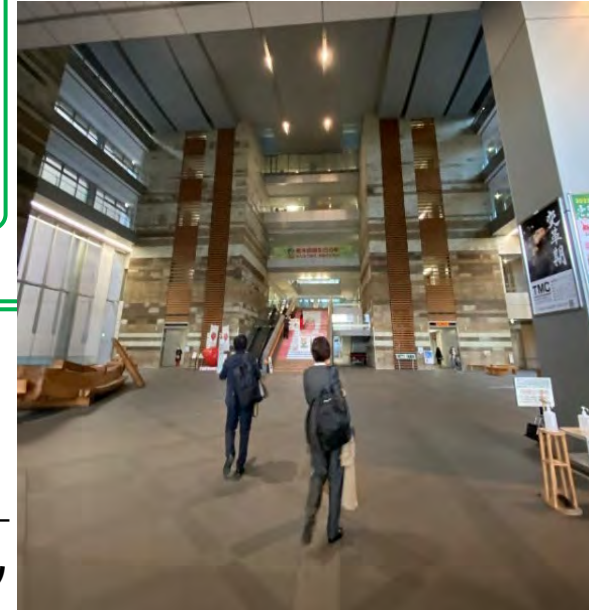
- 新卒採用に苦慮するなど、他の畜種を扱う産業動物獣医師と共通の課題
- **馬の診療技術は大学では習得が難しく、馬の頭数が少ない地域では診療できる獣医師はまれ。産業動物獣医師に対し、馬の獣医療のリスクリングを担う機関の存在が望ましい**

<現状>

- 獣医師職員は、本庁、家保、畜産酪農研究センター等に配置
- 農林水産部局の獣医師65名のうち、約50名が家保に勤務
- 家保に1名欠員あり
- 本庁の仕事は獣医師でなくてもできる一方、家保で勤務した獣医師の経験が必要な側面も多くあり、人員の配置に苦慮

<確保・育成対策>

- R2から初任給調整手当を支給（月額3万円から漸減）
 - R4から採用試験の年齢上限を59歳（R5は60歳）に引き上げ50代の採用もあり、適材適所で活躍
 - R4から国の修学資金事業に参加
 - 家保（現場）での気づきから調査研究を実施し、成果を対外的に発表するとともに県庁での予算要求に活かすなど、職員のモチベーションアップにつながるような事例も。
- ➡ 結果としてR2～4年の3年間、毎年農政部に2名ずつ採用できており、対策の効果が表れている。
このまま継続すれば県計画の目標人数は達成できる見込み。



↑ 県庁の様子

<今後の課題>

- 豚熱や鳥フルなどの家畜伝染病の対応により、家保の業務は近年増加傾向
- 子育て世代の時短勤務も多い
- このため、現在の定員が妥当かどうかは再検討が必要

県内開業の産業動物診療所

<現状>

- 獣医師 8 名、削蹄師 3 名、家畜人工授精師 4 名、事務職 3 名の計 18 名
- 深夜の急患対応は 1 人 1 か月に 1 回程度、当番制
- 対象地域は半径約 20km だが、50km 先の農家を往診することも。遠隔診療は導入せず

<確保・育成対策>

- 人件費や被雇用者の将来、対象農家戸数を踏まえると、現状より多くの獣医師を抱えることは難しく、確保対策は実施せず
- その代わり飼料・動物薬メーカーを呼び、勉強会を実施してもらうなど**在籍している獣医師にスキル向上の機会を提供**
- 家畜人工授精師や削蹄師との分業により獣医療に専念できる環境を整備。また育休制度も整備し、より働きやすい環境に。

<獣医療提供体制の整備の方法>

- 県獣医師会主催の産業動物の講習会には、産業動物獣医師会員の 8～9 割が参加
 - 同じ地域では知らない開業の獣医師はほとんどいない
 - 家保からの協力要請には基本応召。ヨーネ病清浄化の検査や知事認定獣医師としての豚熱ワクチン接種を実施
 - 遠方の農家の往診をやめる獣医師もいるが、次に当該農家を診る獣医師は決まっている
- ➡ 獣医療を提供する各団体が緊密に連携をすることで獣医療提供体制が強化されている

<課題>

- 農家戸数が減っていくと、飼養頭数が変わらなくても**往診獣医師としての診療効率は悪くなる**
 - 一方で、他県で実施している生産獣医療の有料化や診療点数の算定金額調整を行い、農家からの徴収金額を上げることは、栃木では**理解が得られないだろう**
- ➡ **今後は飼料設計・OPUなどの高度サービスによる差別化が重要になるが、農家の理解も平行して必要になるのではないか**

競走馬総合研究所（JRA）

< 現状・業務内容 >

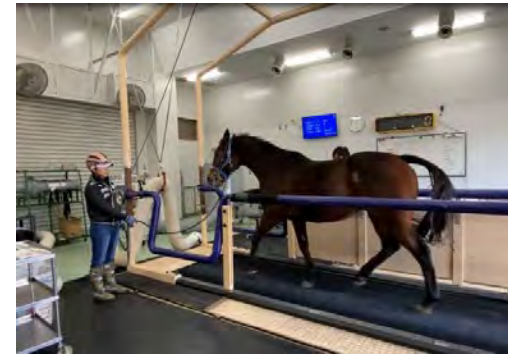
- 競走馬のスポーツ科学、スポーツ障害、伝染病対応に関する研究を実施
- 獣医師は約20名在籍
- ウイルス等の研究を行う分子生物研究室は馬インフルエンザに関して、**WOAHのリファレンスラボラトリーに指定**
- 獣医師確保について、JRA全体でリクルートに苦慮し始めている肌感覚



< 確保・育成対策 >

- 獣医系大学へ出張講義などによりリクルート活動を実施
- 馬の診療以外でキャリアを積んだ民間企業所属獣医師（製薬会社）のリスクリングの場となった実績もある

↑ WOAHのリファレンス
ラボラトリー



運動器の研究を行うトレッドミルの様子→

< 馬の獣医療提供体制の特徴 >

- 馬の診療技術を大学で学ぶのは難しく、現状、就職してから身に付けるしかない
- 一方、北海道やJRAの施設の所在する地域は馬専門の獣医師がいるが、馬の飼養頭数が少ない地域では馬を診療できる獣医師はまれ
- 牛も馬も診ることができ、家畜防疫も対応できる獣医師を全国で育成する必要

- 令和5年度は9大学が地域枠等の選考基準を提示。(国の修学資金予算は横ばいか微増。地域枠横ばい)
- 鹿児島大学は、国又は県単独の修学資金を条件(他県出身者OK)として地域枠選考を提示し1名入学。
⇒ 多くの大学が県単独の修学資金を排除していないと確認済。県単で対応予定又は検討中の自治体も存在。

- ※ 教育学部(山梨大・宮崎大)では、そもそも修学資金に紐づかない地域枠選考も実施中。
- ※ ちなみに岡山理科大獣医学部でも国の修学資金とは別に大学独自地域枠(四国枠:入学後は100万円/年×6年を給付)選考を実施中。

令和5年度の各大学選考基準(選抜方式等は省略)

酪農学園大学

各自治体等が実施する「獣医師養成確保修学資金給付事業」の一環として、本学が「地域獣医療支援特別選抜」の二次試験として実施し、次の(1)～(4)のすべての条件を満たす者より選考する。

<中略>

(2) 産業動物獣医師または公務員獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者

(3) 卒業後就業予定先で産業動物獣医師または公務員獣医師として従事することを確約できる者

<以下略>

北里大学

次のすべての条件を満たす者

<中略>

(3) 産業動物獣医師又は公務員獣医師の確保を目的とした修学資金貸与事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者

(4) 卒業後、就業予定先で産業動物獣医師又は公務員獣医師として従事することを確約できる者

(5) 学校長が責任をもって推薦できる者

日本獣医生命科学大学

「獣医師後継者育成」は、父母または祖父母が獣医師の資格を有する者が対象、「地域獣医療支援」は、獣医師確保を目的とした独自の奨学生制度を制定している機関・団体等の長の推薦により、卒業後一定期間地域の職場に就くことを条件として、高校生を対象に公募する修学資金制度であり各機関の奨学金の給付又は貸与を受けることが内定している者

日本大学

令和6年3月に高等学校(中等教育学校<後期課程>を含む)を卒業見込みの者で本学部獣医学科を第一志望とし、高等学校の全体の学習成績の状況が3.7以上で、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす者

(1) 産業動物獣医師(産業動物臨床獣医師又は都道府県の公務員獣医師)の確保を目的とした修学学生制度を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者

(2) 卒業後就業予定先で推薦団体が求める一定の期間を産業動物獣医師として就業することを確約できる者

(3) 人物・学業ともに優秀で出身高等学校長の推薦を受けることができる者

麻布大学

合格した場合は、本学に入学することを確約できる者で、以下の全ての項目に該当するもの(他大学と併願した場合でも、本学に合格した場合は必ず入学してください。)

(1) 高等学校又は中等教育学校を2023年4月1日から2024年3月31日までに卒業見込みの者

(2) 産業動物獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けた者

(3) 卒業後一定期間(共同負担先が定める期間)、就業予定先で産業動物獣医師として就業することを確約できる者

(4) 本学の一般入学試験(獣医学科)に合格する程度の学力を有すると思われる者で学校長が責任をもって推薦できるもの

但し、東北6県限定

岩手大学

産業動物獣医師(産業動物臨床獣医師又は都道府県の公務員獣医師)の確保を目的とした修学資金貸与事業を制定している機関・団体等のうち、東北地区の機関・団体等の長の推薦を受けた者(獣医師確保奨学制度受給内定者)であり、次の各号のいずれかに該当し、将来地域の産業動物獣医師に従事する意思を持ち、合格した場合は入学することを確約できる者

<以下略>

東京農工大学

次の各号の要件すべてに該当し、学校長が責任をもって推薦できる者

<中略>

(3) 令和6年度大学入学共通テストの教科・科目(選抜方法等参照)を受験する者

(4) 産業動物獣医師又は公務員獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の推薦を受けた者

(5) 卒業後、産業動物獣医師又は公務員獣医師として自治体等で勤務することに強い意欲を有する者

(6) 学校推薦型選抜に合格した場合は、必ず入学することを確約できる者

大阪公立大学

出願できるのは、次の各号の全てに該当する者に限ります。

(1) 高等学校等を2023年3月に卒業した者及び2024年3月に卒業見込みの者(留学等により、2022年4月1日以降に高等学校等の卒業を認められた(見込み)者を含む。)又は通常の課程による12年の学校教育を2023年3月31日までに修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者で、産業動物獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の長の推薦を受けたもの

(2) 学力だけでなく、人物・能力において特に優れ、本学部での勉学に強い意欲をもち、出身学校長が責任をもって推薦できる者

(3) 令和6(2024)年度大学入学共通テストの所定の教科・科目を受験した者(受験する予定の者を含む。)

(4) 合格した場合は、必ず入学することを確約できる者

(5) 卒業後の一定期間(共同負担先が定める期間)、就業予定先で産業動物獣医師として就業することを確約できる者

鹿児島大学(R5年4月入学者用入試要項参考)
獣医師になる強い意欲と情熱があり、入学後に「鹿児島県獣医師確保対策修学資金(県事業)」あるいは「鹿児島県獣医師養成確保修学資金(国事業)」の貸与を受け、大学卒業後は鹿児島県の獣医師職員あるいは鹿児島県内の農業共済組合に獣医師としての勤務を希望する者。

家畜の遠隔診療に関する事例の紹介（R4年度、沖縄）

獣医事講習会資料

（参考資料4）

- 離島に薬品庫を設置し、遠隔での診察から治療を迅速化する体制を整備

聴診、エコー等の
実施方法を説明



自治体施設に
薬品庫を設置



処置方法を説明



遠隔診療による診察から治療を
迅速化する体制を整え、診療業務を効率化

家畜の遠隔診療に関する事例の紹介（R4年度、富山）

○ 臨床化学分析装置（Bovilab血液分析装置）の遠隔診療への利活用

①



Bovilabの農場への設置

②



第4胃変異の術後個体や子牛から採血

③



農場において血液分析

④



検査結果及びクラウド上の過去の検査結果
を使って遠隔地の獣医師に相談

**データに基づく適切な遠隔診療、
現場における速やかな対応が可能**

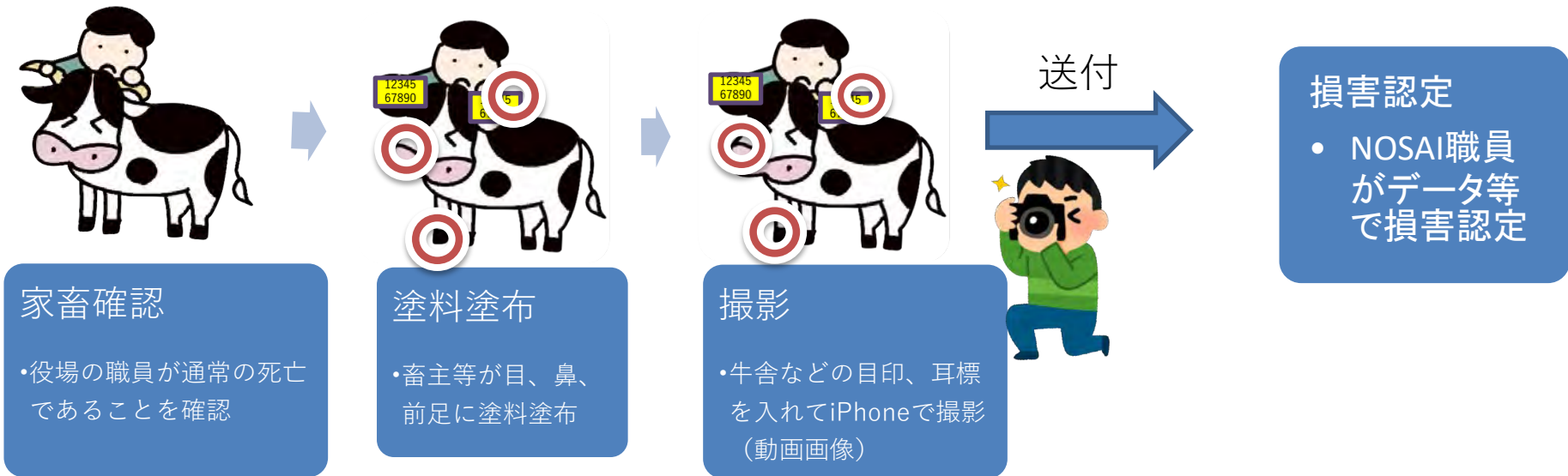
家畜の遠隔診療に関する事例の紹介（R4年度、東京）

○ 以下を送付することで電子機器を活用した遠隔地からの検案及び損害認定可能

⇒

- ・GPSデータの付与できる画像または飼養されていた場所のわかる背景を入れた画像
- ・耳標の画像
- ・その他、死亡の原因を特定するために必要となる書類

死亡事故が発生した場合



遠隔で検案及び損害認定が可能

家畜の遠隔診療に関する事例動画の紹介（R3年度、沖縄）

再掲

- 離島における遠隔診療（治療後の予後確認）
- ベテラン獣医師と若手獣医師の遠隔診療による技術伝承・若手育成・時間確保（顕微鏡動画の共有による受精卵の品質鑑定、エコーの共有によるリモート指導）

受精卵の顕微鏡動画のリアルタイム共有 ⇒ 技術継承・若手育成・時間確保

船で1時間かかる離島の下痢症の子牛の予後確認（脱水状況や糞尿の状態）に関するスマートフォンによる動画の共有
⇒ まん延防止、時間確保、農家の安心

脱水状況



糞の性状



直腸検査のエコー動画のリアルタイム共有

⇒ 即時診断／技術継承・若手育成・時間確保



離島の農場と獣医師を結ぶ
遠隔診療

～西表島・石垣島・沖縄本島～
<https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>



家畜の遠隔診療に関する事例動画の紹介（R3年度、富山）

再掲

- 大前提となる獣医師の農場把握、農場側の事前研修等による意思疎通の容易化
- 動画と音声等による子牛の呼吸器病の早期発見・早期治療
- SNS等を活用した画像共有による①適期の受精卵移植や②分娩兆候共有による農場の不安解消

大前提となる獣医師による農場把握や事前・事後研修

⇒ 意思疎通の容易化、農場側の動機付け・スキルアップ

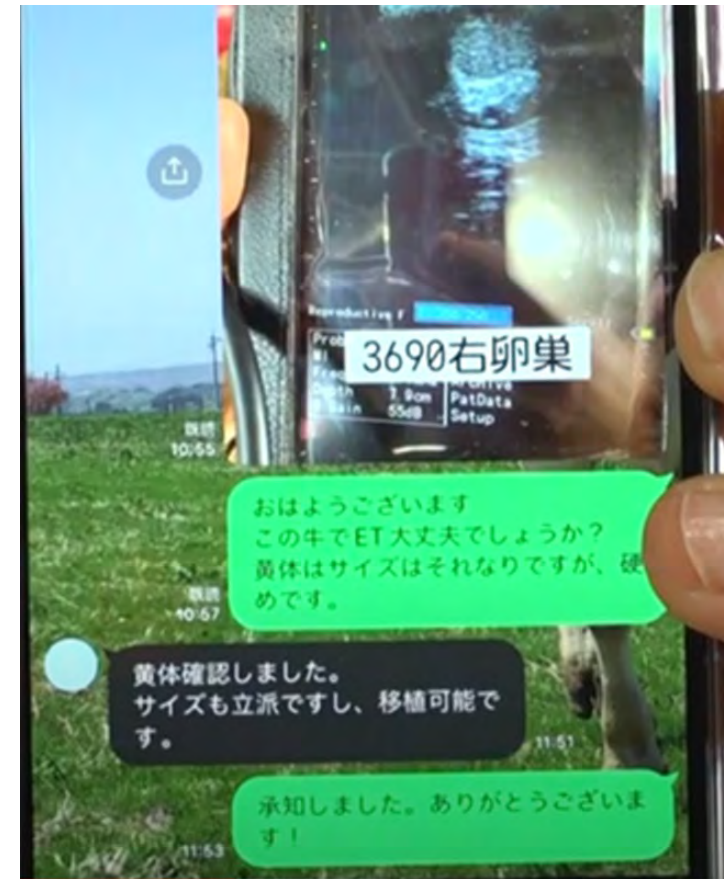


定期的に行われた くらべ牧場の勉強会



黄体のエコー画像についてのSNSを活用した画像共有

⇒ 適期の受精卵移植：往診回数減、受精卵廃棄減



動画と音声等による子牛の呼吸器病の診断

⇒ 早期発見・早期治療

受信動画で子牛呼吸器病を診断・治療

- ・ 裏告…前日まで元気だった生後10日齢の和本牛、容体急変。体温は39.8℃、哺乳欲なし
- ・ 動画…異常な呼吸音（喘鳴）、前・後肢を突く張る姿勢で努力呼吸、活気なし（体にハエ）鼻汁あり、発熱なし、耳垂れなし
- ・ 診断…同居の子牛は異常なし→伝染病の可能性が低い
- ・ 診断…母乳の誤嚥？「誤嚥性気管支炎」疑う
- ・ 治療…急性炎症を抑える水性デキサメサゾンとペニシリンを注射
- ・ 経過…翌日、異常呼吸音が喪失、哺乳欲回復全身症状が見事に改善

評価：有用性が大

- ・ 早期治療で著効。再発もなく発育良好。慢性経過をたどらず収益性が大
- ・ 動画の活用＝多大な視聴覚情報の入手が可能 → オンライン診療には重要な情報

獣医師と牧場の距離を克服



～くらべ牧場まきばの風 遠隔診療～

https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU

画像共有による分娩兆候確認

⇒ 農場の不安解消（⇔獣医師の責任）

症例③ 受信写真で分娩誘起の是非を診断

- ・ 裏告…2頭とも和牛ETを妊娠。予定日を過ぎたので、分娩誘発剤を注射したい。心配で眠れない
- ・ 診察…2頭とも食欲旺盛、乳房が腫れてない、腹囲が大きくない
- ・ 問診…県内和牛ETの平均妊娠期間は290日。過去の調査では、300日を過ぎた牛は、全て母子ともに健康だったことを告げる
- ・ 診断…分娩誘発剤の投与を中止
- ・ 結果…母子ともに健康



妊娠286日目の写真
295日目で無事自然分娩



妊娠296日目の写真
300日目で無事自然分娩

評価：有用性あり

- ・ オンライン診療（相談）→肩の荷が下り、熟睡できた（案ずるより産むが易し）
- ・ 農場側は心配事が軽減→獣医師側は「診断の責任」が生じる
- ・ 対面診療に比べ、オンライン診療に限界→正確で十分量の情報が必要不可欠
- ・ エビデンス（医療根拠）に基づいた診断が重要

都道府県の家畜衛生公務員等獣医師確保対策 アンケート結果概要

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課

令和５年７月

家畜衛生公務員等獣医師確保対策について、アンケートに御協力いただきありがとうございました。集計した取組のうち、特徴的なものを以下に抜粋しましたので、今後の獣医師確保対策等の参考としてください。詳細情報については、次ページ以降のとりまとめ表をご覧ください。

1. インターンシップ—————2
 - ・ 高校生・社会人を対象としたインターンシップ（秋田県、鳥取県、大分県、宮崎県）
 - ・ 「お試し勤務制度」（有給の就業体験制度）（福井県）
2. 就職説明会—————5
 - ・ OB・OGの派遣（福島県、千葉県など）
 - ・ 高校生を対象としたPR（熊本県、大分県、青森県）
 - ・ SNSの活用や動画作成（鳥取県、島根県、山口県など）
3. 採用条件の緩和—————8
 - ・ 試験日を複数設定（年３日）（栃木県）
4. 出張講義等—————12
 - ・ 大学と連携した業績発表会（青森県）
 - ・ 博士号を有する職員の派遣（山形県）
5. 既卒者を対象としたPR活動—————15
 - ・ 既卒者向け奨学金残額一括返済給付事業（島根県）
 - ・ 獣医職業マッチングサイト（鳥取県）
6. 産休・育休職員の代替職員の確保—————17
 - ・ 県庁主務課に獣医師を過員配置し、人員不足時に異動（広島県）
7. 若手職員の早期離職対策—————19
 - ・ 大学院通学に係る旅費支援（島根県）
 - ・ 希望分野への配属（岩手県）
8. 成長できる環境づくり—————22
 - ・ 米国政府機関、海外と畜場への職員派遣（宮崎県）
 - ・ 博士号取得、論文執筆、学会発表（北海道、佐賀県）
9. 業務・労働環境改善—————26
 - ・ 獣医師以外の者が担える業務は獣医師以外が従事
 - ・ 知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種
10. その他—————29
 - ・ 小学校、中学校、高校へ出張講座、施設見学（北海道、秋田県、福井県など）
 - ・ PR動画作成（静岡県、鳥取県など）

家畜保健衛生所に勤務する獣医師の給与の状況

○適用給料表及び令和 5 年度初任給月額

給与表	都道府県数	令和 5 年度初任給月額
特定獣医師職給料表	2 (徳島県、福岡県)	220,800～223,500 円
医療職給料表 (二)	40	205,500～226,000 円 (最高：福島県)
行政職給料表 (一)	5	203,700～210,100 円 (最高：山口県)

○給与の調整額

(職務内容や特殊な勤務条件の職員に対して給与に加算して支給)

導入している都道府県：25 (うち 1 件は病性鑑定担当のみ)

○初任給調整手当の支給

(専門知識を必要とし、補充困難な職に採用された職員に一定期間支給される都道府県)

適用している都道府県：41

初年度支給額：30,000～60,000 円

最高：鳥取県、島根県、鹿児島県

※ 宮崎県は R6.4 月から 70,000 円)

支給年数：10 年～20 年

最高：北海道、富山県、岐阜県、鳥取県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、
鹿児島県

○業務手当

(日額又は月額で支給、支給額や支給対象は都道府県により異なる)

家畜保健衛生所業務手当

獣医師手当

防疫業務手当

高病原性鳥インフルエンザ等まん延等防止作業の特殊勤務手当

など

(出典：令和 5 年度家畜衛生関係状況調査結果)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第14次地方分権一括法案)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和6年3月15日
閣議決定

(参考資料7)

基本的考え方

◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「**提案募集方式**」を**導入**

◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの

※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年

3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年

4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)

令和5年

6月下旬 提案団体からのヒアリング

7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング

9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング

11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承

12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定

〃 同方針を閣議決定

令和6年

3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止（獣医師法）

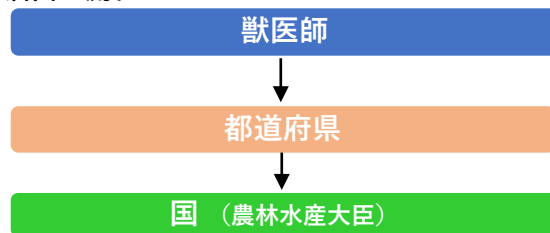
施行日：公布の日から起算して3月を経過した日

現
行

○獣医師は、2年ごとに、住所、氏名、勤務先等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない

○届出は**紙**又は**オンライン**(※)により提出される

＜届出の流れ＞ (※) 令和4年度からオンライン届出を開始



支障

都道府県



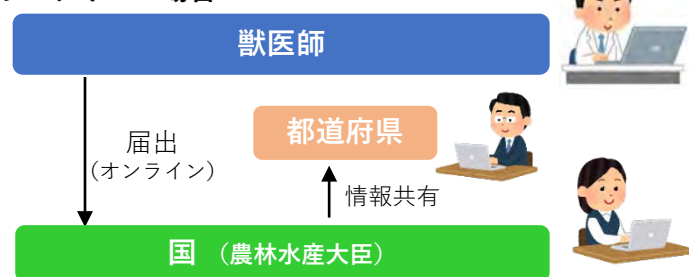
○オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上での国への送付処理を要するため、**事務負担が発生**

見
直
し
後

○オンラインによる届出の場合、**都道府県経由を不要**とし、獣医師が直接、**国に届け出ることとする**

※紙での届出は、届出者の利便性確保のため、現行どおり都道府県を経由

＜オンラインの場合＞



効果

○都道府県における届出に係る作業の効率化が図られ、**事務負担が軽減**



(1) 登録番号	第	号	(2) 本籍地の属する 都道府県名	都道 府県
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年 月 日	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正
(5) 氏 名	ふりがな		(6) 性 別	男・女
(7) 現住所	〒		電話(	- -)
(8) メールアドレス				
(9) 主たる職業 ((10)から(12)までの各項目について最も該当するものを○で囲むこと。 該当するものが2つ以上ある場合は、(18)備考(15)従たる職業の概要欄に(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。)				
(10) 業務の種類	(11) 業務の内容		(12) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって 獣医学上の知識を必要と するもの V 獣医学上の知識を必要と しない業務 VI 無職(学生、その他) i 獣医系大学の大学院生 ii その他学生 iii その他 ※ I 又は II を○で囲んだ者は、 I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、 ○で囲むこと。 ※ VI を○で囲んだ者は、i から iii までの該当する数字を一つ選択し、 ○で囲むこと。	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の方が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の方に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10 のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)		01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国公立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人 等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ① 本庁等 ② 検査指導機関 ③ 家畜保健衛生所等 ④ 保健所等 ⑤ 食肉衛生検査所等 ⑥ その他	
(13) 勤務先の名称	ふりがな			
(14) 勤務先の所在地	〒		電話 (	- -)
(15) 従たる職業の概要				
(15 6) 業務経験				
① 臨床経験 (産業動物診療)	有 ・ 無	有の場合は年数を記入 年	② 臨床経験 (小動物診療)	有 ・ 無
(10 +) 防疫業 務への協力	可 ・ 不可	(防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第 2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾病的の発生を予 防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。)		(178) (任意) 出身地
(189) 備考				
(19) 出身大学	任意。なお、獣医師国家試験の受験資格となった 大学名(現在の校名を記載すること)			

注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。（登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。）
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成4年政令第273号）第2条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるものをいう。
 - 三 I 及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定組合 農業保険法（昭和22年法律第185号）第73条第4項に規定する特定組合をいう。
 - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。
 - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- ~~4 従たる職業の概要には、(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。また、(10)のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(11)の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。~~
- 45 臨床経験（産業動物診療）及び臨床経験（小動物診療）の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 56 出身地（任意）には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を丸で囲むこと。
- 67 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を(19)備考欄に記入すること。
- 78 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
 - 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 四 農林水産省において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十六号）第1条第1項の規定により届け出された届出情報を、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等目的の範囲内で、当該獣医師の住所地を管轄する都道府県へ提供すること。
 - 五 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

獣医療広告制限が変わります！

～令和6年4月1日から、獣医療に関する広告制限が変わります～（参考資料9）

獣医師の皆様におかれては、改正内容を理解し飼育者へ適切な情報提供をお願いします。

改正のポイント

獣医師への**正確かつ適切な情報提供の努力義務**を課しました！

獣医師の**専門性※、
経歴**の広告が可能



※ただし、農林水産大臣の指定するものが認定した専門性に限る。

様々な**診療行為**
の広告が可能



ただし、以下の併記が必要

- ①問合せ先
- ②主なリスク、副作用
- ③診療の内容
- ④費用

**ウェブサイトも
適切な情報発信**
の推進



詳しくは、**獣医療広告ガイドライン**を確認し、
飼育者等が提供される**獣医療サービス**を
正しく理解し、適切に選択
できるようにお願いします。



獣医療広告ガイドラインを含む

「獣医療広告制限見直しについて」は、こちらから →
もしくは、以下のURLからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>



Ⅳ 動物用医薬品等の安定供給、有効性及び安全性の確保等 (薬事安全企画班・薬事監視指導班・薬事審査管理班関係)

1. 動物用医薬品等の安定供給

国内での豚熱や高病原性鳥インフルエンザの続発のほか、我が国の近隣国でのアフリカ豚熱の発生など、ワクチンや消毒薬等の防疫に必要な動物用医薬品等の安定供給の重要性は、日増しに高まっている。

豚熱については、昨年8月に佐賀県の飼養豚で発生し、ついに養豚の主要産地である九州への侵入が確認されたところ。この発生を受け、九州7県での豚熱ワクチン接種が開始されたところだが、メーカー各社のご協力もあり、ワクチン及び関係資材の供給に支障は生じていない。農林水産省としては、引き続きメーカーと連携し安定供給に努めていくので、計画的な調達にご協力をお願いしたい。また、国産豚熱経口ワクチンの開発については、昨年度事業で、試作品のさらなる改良、安全性試験、散布実証試験等を実施したところ。令和5年度補正予算において、ワクチン接種率や安定性を向上させるための改良や製造機器導入を行うための増産加速化対策事業を措置することとなっており、本年度中の散布を目指して引き続き取り組んでいく。

高病原性鳥インフルエンザの史上最大規模の発生が確認された令和4年度シーズン以降、防疫用消毒薬について、メーカーの在庫状況を注視しているところ。今シーズンも不足の懸念があるとは聞いておらず、引き続き安定供給が図られるようしっかり対応していく。

また、ワクチンについては、薬剤耐性対策という観点からも、必要な製品を迅速かつ安定的に供給できる体制を確保する必要性が高まっている。農林水産省としても戦略的に取り組む必要がある課題と考えており、今後検討を進めて行くこととしている。

2. 動物用医薬品の適正使用の徹底

動物用医薬品の不適正使用により、食品の安全に問題が生じうることを常に認識し、獣医師、生産者、動物用医薬品販売業者等は、それぞれの責務を果たすことが必要である。昨年度には、医薬品残留による大規模な食品の回収事案や、海外向け畜産物の輸出停止等の発生があったところ。

引き続き、これらの者に対しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）を参考として、①未承認医薬品の使用の禁止、②動物用医薬品の使用基準の遵守、③要指示医薬品の取扱い等について、指導の徹底をお願いする。

また、公衆衛生部門より食品中の動物用医薬品の残留事例の報告等があった場合は、薬機法第69条第6項に基づく生産者への立入検査を実施し、原因の究明等を実施していただくよう御協力をお願いする。

3. 動物用医薬品等の輸入監視

海外から輸入された未承認の動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の販売・授与も禁止されている。

このため、個人（獣医師、動物用医薬品等取締規則第 24 条で定める対象動物以外の動物の所有者）によって輸入される動物用医薬品等が、薬機法上、適正に輸入・使用されるか否かを確認するため、輸入者に対し、医薬品及び再生医療等製品については薬機法第 56 条の 2 で定める輸入確認申請書の提出を求めるとともに、医薬部外品及び医療機器については、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成 26 年 11 月 17 日 26 消安第 4019 号農林水産省消費・安全局長通知）で定める輸入確認願の提出を要請している。令和 5 年度の輸入確認申請及び輸入確認願の提出件数は 3,397 件であった。

動物用医薬品等の輸入確認申請等提出件数の推移

年度	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	3,278	5,831	5,525	6,343	5,132	3,931	3,531	3,397

4. 動物用医薬品等の製造販売業の許可等の現状

令和 6 年 4 月現在の製造販売業者数はのべ 557 業者（前年度 549 業者）、製造所数は 798 か所（前年度 768 か所）、外国製造所数 937 か所（前年度 920 か所）であった。

動物用医療機器の修理業について、令和 3 年 4 月現在の事業所数は 793 か所（前年度 763 か所）であった。

5. 動物用医薬品販売業者の許可の現状

令和 5 年 4 月現在の動物用医薬品の販売業者数は、専業及び兼業合わせて 9,803 か所（前年度 10,542 か所）。そのうち、店舗販売業は 2,003 か所（前年度 2,056 か所）、特例店舗販売業は 6,623 か所（前年度 7,231 か所）。

動物用医薬品を専業で取り扱っている販売業者は 6,710 か所で、うち特例店舗販売業が 6,102 か所とそのほとんどを占めている。

6. 動物用医薬品製造販売業者等に対する監視指導

薬機法の改正により、業者の法令遵守体制の確保が義務化された中、動物用ワクチンメーカーにおける薬機法の違反事例が発生し、昨年 12 月に業務改善命令等の行政処分を実施。安全な動物用医薬品の安定的な供給の確保のためには、不適正事案の未然の発生防止が肝要である。薬機法違反の再発防止のためにも、今後も引き続き無通告の立入検査、各種講演会での法令遵守の周知徹底等をもって、動物用医薬品業界全体の意識向上に取り組んでまいりたい。業者の許可時の立入検査を実施いただく際等、折に触れ啓発する等御協力をお願いしたい。

7. 動物用医薬品等の承認プロセスの改善

- (1) 安全性、有効性及び品質を確保された動物用医薬品等を迅速に現場に供給するために、承認プロセスの合理化、効率化に取り組んでいる。
- (2) ドラッグラグを解消し海外の有用な製剤をいち早く使用者が利用できるため、また、日本の高性能、高品質な動物用医薬品の海外輸出を促進するための取組として、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際調和（VICH）活動に参加している。VICHは、動物用医薬品の承認審査資料を日米欧三極で共通的に使用できるように各種ガイドラインの作成を行う活動であり、これまでに約 60 件の国際ガイドラインを作成している。平成 8 年の正式発足以降、日本から農林水産省職員や専門家を派遣しており、昨年（2010 年）の東京に続き、本年（2011 年）はオランダにて運営委員会会合等が開催される予定となっている。

V 薬剤耐性（AMR）対策 （薬剤耐性対策班・飼料安全基準班関係）

1. 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の策定

薬剤耐性対策については国際的に最重要課題の一つとなっており、平成 27（2016）年に策定された世界保健機関のグローバルアクションプランに基づき、我が国でも、平成 28（2017）年 4 月に関係閣僚会議により「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2017-2020）」を決定、新型コロナウイルス発生のための 2 年間の延長も含め 7 年にわたり対策を推進してきた。

昨年、新たに「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」（以下「新アクションプラン」という。）が策定され、令和 5（2023）年度以降 5 年間で対応すべき取組とともに、新たな成果指標が設定された。

・新たな成果指標

① 耐性率

対象菌種は健康家畜由来大腸菌、対象薬剤はテトラサイクリン、第 3 世代セファロスポリン、フルオロキノロンの 3 剤である。2027 年の目標値は、過去約 10 年の動向調査における耐性率の傾向から、畜種（牛、豚、鶏）別に設定。

② 使用量（動物用抗菌剤の製造販売量）

畜産分野について、動物用抗菌剤を 2020 年比で 15%削減（目標 533 t）、フルオロキノロン等の第二次選択薬を 27 t 以下に抑える目標値が新たに設定。

2. 畜産分野における抗菌剤の削減に向けて

「新アクションプランの策定に基づく薬剤耐性対策の推進について」（令和 5 年 5 月 31 日付け 5 消安第 827 号農林水産省消費・安全局長通知）

畜産分野及び愛玩動物分野における薬剤耐性対策の推進強化についての対応方針をそれぞれ示したところ。

2022 年における動物用医薬品の製造販売量が公表されており、畜産分野における動物用抗菌剤は 573 t で、2027 年に向けて更なる削減を進める必要がある。

改めて普及啓発資料とともに、薬剤耐性対策の推進の現場への周知をお願いする。

3. 今後の取組について

令和 5 年度は、普及啓発の一環として、薬剤耐性対策に関するミニセミナーを開催したところ。令和 6 年度においても引き続き、セミナー開催といった普及啓発を行うとともに、家畜別の対応の検討を進める予定。

適宜、案内をするので関係者への周知をお願いする。

（参考）EU の新たな動物用医薬品規則について

EU の動物用医薬品規則の改正に伴い、人医療に限定される抗菌剤リストに掲載されている抗菌性物質の家畜への投与が禁止された。この禁止は、EU に畜水産物を輸出する第 3 国にも 2026 年 9 月 3 日から適用される。

このリストには、我が国で牛に動物用医薬品としての承認があるホスホマイシンが該当しているため、ホスホマイシンを一度でも投与した牛を由来とする牛肉は EU 向けに輸出することができない。

このため、ホスホマイシンの使用に関する記録及び代替薬の使用の検討を獣医師、生産者等の関係者に周知いただきたい。

薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン(2023-2727) 概要

(2023年4月7日関係閣僚会議決定)

内容：2016年に決定した薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2016-2020）を改定。AMRに起因する感染症による疾病負荷のない世界の実現を目指し、**AMRの発生をできる限り抑える**とともに、**薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止**するための対策をまとめたもの。

構成：引き続き、**6分野（①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力）の目標に沿って**、具体的な取組を記載するとともに、**計画全体を通しての成果指標（数値目標）を設定**。

【畜産分野における主な新規・強化取組事項（抜粋）】

動向調査・監視（目標2）

- 畜産分野に加え、水産及び愛玩動物分野の薬剤耐性動向調査の充実 **強**
- 畜産分野の動物用抗菌剤の**農場ごとの使用量を把握**するための体制確立 **新**

感染予防・管理（目標3）

- 家畜用、養殖水産動物用及び愛玩動物用のワクチンや抗菌薬代替剤等の開発・実用化の推進 **強**

抗微生物剤の適正使用（目標4）

- 食品安全委員会によるリスク評価結果を踏まえた、リスク管理措置策定指針に基づくリスク管理措置の策定及び適確な実施 **強**
- 獣医師・生産者等に対する一層の遵守・指導の徹底及び獣医師、生産者、愛玩動物の飼い主等向け普及・啓発ツールの内容の充実 **強**

研究開発・創薬（目標5）

- 適切な動物用抗菌性物質の使用を確保するため、迅速かつ的確な診断手法の開発のための調査研究の実施 **強**

【畜産分野における成果指標】

薬剤耐性率 (健康家畜由来の大腸菌)	指標	2020年			2027年（目標値）		
	薬剤	牛 新	豚 新	鶏 新	牛	豚	鶏
	テトラサイクリン	19.8%	62.4%	52.9%	20%以下	50%以下	45%以下
	第3世代セファロスポリン	0.0%	0.0%	4.1%	1%以下	1%以下	5%以下
	フルオロキノロン	0.4%	2.2%	18.2%	1%以下	2%以下	15%以下

新	指標	2020年	2027年（目標値）
抗菌剤の使用量	動物用抗菌剤の全使用量	626.8 t	15%減 (対2020年)
	畜産分野の第二次選択薬※の全使用量 ※コリスチン、第3世代セファロスポリン、フルオロキノロン、15員環マクロライド（ツラスロマイシン、ガミスロマイシン）	26.7 t	27 t以下に抑える

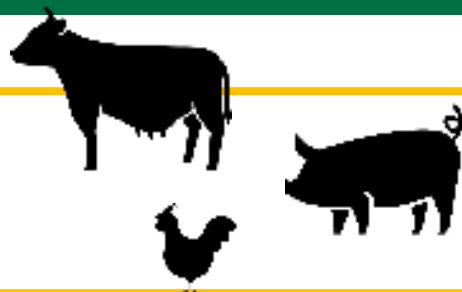
薬剤耐性対策の推進 (R5.5.31局長通知のポイント)

畜産分野



感染症予防の推進

- 飼養衛生管理基準の徹底



適切な抗菌剤の選択

- 第一次選択薬が無効な場合のみ第二次選択薬を使用すること



投薬履歴の記録と保管

- 投薬の記録を作成し、少なくとも3年間保存



農場従事者の健康管理

- 手洗い及び消毒の徹底

愛玩動物分野



愛玩動物用医薬品の優先使用

- 人用抗菌剤や未承認医薬品の使用を極力さけること。



適切な抗菌剤の選択

- 第一次選択薬が無効な場合のみ第二次選択薬を使用すること。



動物用医薬品の取扱い

- 残った医薬品は、獣医師の指示なく使用しないこと。



接触時の注意

- 抗菌剤で治療中の愛玩動物のふん便、尿、唾液、粘膜、傷口等に接触した場合は、一層の手洗いをする。

薬剤耐性対策に関する普及啓発 - ガイドブック・動画等のご案内 -

普及啓発に関する資料がありますので、日々の業務にお役立てください。



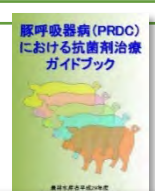
普及啓発動画

- ・獣医師・生産者向け



抗菌剤治療ガイドブック

- ・獣医師向け



牛乳房炎 / 牛呼吸器病 / 豚呼吸器病



優良事例動画

-抗菌剤に頼らない養豚生産の取組-

- ・獣医師・生産者向け



普及啓発動画

- ・生産者向け



愛玩動物における抗菌剤の慎重使用の手引き

- ・獣医師向け



普及啓発動画

- ・獣医学生向け



普及啓発ポスター

- ・ペット飼養者向け



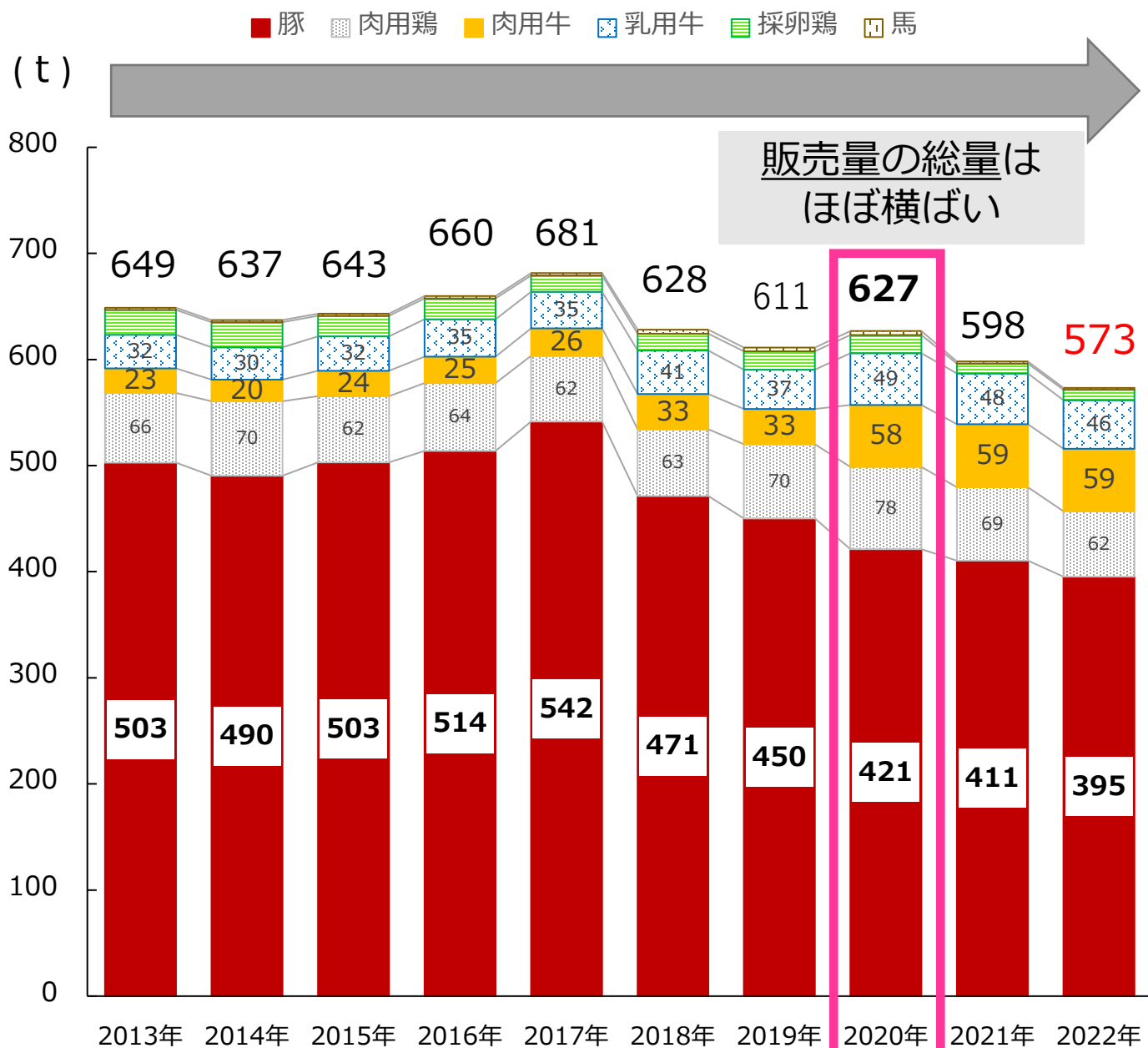
普及啓発動画

- ・ペット飼養者向け



動物用抗菌薬の販売量の推移（家畜のみ）

- 豚が最も多いが、2017年をピークに削減。
- 肉用牛が増加を示している。
- 15%削減（2020年比、**533 t**）のため、更なる施策が必要。



出典：動物用医薬品等販売高年報

豚が最も多い

2016年から23%削減、
2020年からは6%削減

肉用牛で増加傾向

背景不明

2016年から136%増加
2020年から2%増加

EUの新たな動物用医薬品規則

(参考資料11)

令和6年3月時点

EUは、薬剤耐性菌への対応強化のため、**畜水産物生産における抗菌剤の使用を制限**する動物医薬品規則((EU)2019/6)を2022年1月28日に施行。本規則は**EU域内に輸入される畜水産物にも適用**される((EU)2019/6の第118条)。日本含めた第三国への適用は**2026年9月3日から**。

規制の概要

成長促進目的の抗菌剤の販売や使用の禁止等畜水産物生産における抗菌剤使用を制限しており、EU域内に輸入される畜水産物に対しても、**成長促進目的での抗菌剤の使用や人医療用の抗菌剤の使用が禁止**される。

EUは、本規則を運用するため、関連法令を作成しており、以下のとおり**日本の事業者にも適用されるものがある**。

＜日本の事業者にも適用される規則＞

- ① 人医療専用とすべき抗菌剤の指定基準規則 ((EU) 2021/1760)
人医療専用として動物への使用を禁止する抗菌剤の基準を制定。
- ② 人医療専用となる抗菌剤リスト ((EU) 2022/1255)
①の指定基準を基に作成された。リストに記載された抗菌剤の動物への使用はできなくなる。リストのうち日本は牛、水産動物で承認されている**ホスホマイシン***が対象。
- ③ EUに輸入される動物又は動物由来製品への適用に関する規則 ((EU) 2023/905)
EUが認定した国・地域のリストへの掲載と公的証明書が必要になること等を規定。**使用の有無の記録が重要**
- ④ 公的証明書に関する実施規則 ((EU) 2024/399)
使用禁止薬剤を使用していないことを証明する公的証明書に関する事項を規定。

※動物用医薬品では要指示医薬品となっている。牛の大腸菌性下痢やサルモネラ症の治療に用いられる。注射薬と経口薬の2種類がある。

我が国の対応

人医療専用となる抗菌剤リストについて真に禁止すべき抗菌剤に限定するよう求めるとともに、経過措置期間も活用し、本規制に合わせた証明書の発行体制を構築する。

＜主な対象製品のEUへの輸出実績（2021年）＞

品目名	輸出金額
水産物	約69.2億
牛肉	約29.1億

41

スケジュール

- ・2022年1月28日
「動物医薬品規則」施行
- ・2022年7月19日
「人体用に使用が制限される抗微生物薬を指定する規則」制定
- ・2023年2月27日
「輸入手続きに関する規則」制定
(経過措置期間を経て輸入品にも適用)
- ・2024年1月29日
「公的証明書に関する実施規則」制定

ホスホマイシンに代わるワクチンや抗菌剤の一覧

(令和6年3月4日付け農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、消費・安全局畜産安全管理課長、動物衛生課長、輸出・国際局規制対策グループ長通知 別添3)

ホスホマイシンに適応のあるそれぞれの疾病に効果がある、ワクチン及び抗菌剤（令和6年3月1日現在）を以下に示しますので、参考にしてください。

1. ワクチン

	パスツレラ性肺炎	大腸菌性下痢症	サルモネラ症
牛	1 製剤 （“京都微研”キャトルバクト3）	3 製剤 （“京都微研”牛下痢5種混合不活化ワクチン、同II、牛用大腸菌ワクチン〔imocolibov®〕）	2 製剤 （牛サルモネラ2価ワクチン、ボビリスS）

2. 代替抗菌剤

① パスツレラ性肺炎：19成分

アモキシシリン	アンピシリン	ベンジルペニシリンプロカイン
セファゾリン	セフキノム	セフチオフル
カナマイシン	ガミスロマイシン	チルミコシン
ツラスロマイシン	オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン
エンロフロキサシン	オルビフロキサシン	マルボフロキサシン
ダノフロキサシン	フロルフェニコール	チアンフェニコール
スルファモノメトキシ/オルメトプリム		

② 大腸菌性下痢症：13成分

アモキシシリン	アンピシリン	セファゾリン
オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン	オルビフロキサシン
エンロフロキサシン	オキシリン酸	ゲンタマイシン
カナマイシン	ストレプトマイシン	ビコザマイシン
コリスチン		

③ サルモネラ症：10成分

アンピシリン	セファゾリン	オキシテトラサイクリン
クロルテトラサイクリン	オキシリン酸	ゲンタマイシン
カナマイシン	ストレプトマイシン	ビコザマイシン
コリスチン		

※具体的な製剤については、動物用医薬品等データベース（<https://www.vm.nval.go.jp/>）をご参照ください。



VI 飼料の安全性の確保等 **(飼料安全基準班・飼料検査指導班・粗飼料対策班・** **愛玩動物用飼料対策班関係)**

1. 飼料安全をめぐる最近の情勢

(1) 食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について

アフリカ豚熱・豚熱の対策に万全を期すため、令和3年4月以降、肉と接触した可能性がある食品循環資源を原料として豚用飼料を製造する者（自ら製造する養豚農家も含む）は、飼料安全法に基づき、攪拌しながら90℃以上60分間以上の加熱処理や交差汚染の防止等を行うことが義務付けられた（同じく、養豚農家は、家畜伝染病予防法に基づき、上記の加熱処理等が適正に行われたものを用いることが義務付けられている。）。

食品循環資源の給与に係る防疫体制について万全を期すよう、引き続き、養豚農家及び食品循環資源を排出する事業者への指導について御協力をお願いするとともに、国における施策立案及び指導に活かすため、本年も7月31日までに、通知※に基づく調査及び指導の結果を提出いただきたい。

※食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について（依頼）（令和4年4月25日付け4消安第183号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知）

(2) BSE 飼料規制の見直し

肉骨粉の飼料利用については、平成13年に我が国で初のBSEが確認された後、飼料安全法に基づき全面的に禁止したところだが、その後、牛用飼料とその他飼料の製造工程を分離する等のリスク管理措置を徹底した上で、我が国におけるBSE発生リスクの低下や最新の科学的知見等を踏まえ、順次、規制の範囲を見直してきたところ。

牛肉骨粉の飼料利用については、平成27年4月に養魚用飼料への利用を再開している。また、鶏・豚用飼料への利用再開に向けて、現在、食品安全委員会において審議が行われており、本件に係る評価書（案）のパブリックコメントが4月25日まで行われているところ。今後、農林水産省としては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、成分規格等省令及び関係通知の改正を行う予定。

牛肉骨粉の飼料利用再開に当たっては、牛への誤用防止が重要であるところ、都道府県の飼料安全担当部局におかれては、家畜衛生担当部局との連携に努め、鶏・豚をとともに飼養する牛農家への検査を重点的にお願いする予定。

(3) 飼料・飼料添加物の安全確保

昨年度は、輸入牧草の残留農薬の基準値超過、動物性油脂の不溶性不純物の超過、豚肉骨粉から牛由来たん白質が検出されるといった違反が確認された。家畜の健康被害や有害畜産物が流通することはなかったが、出荷済みの家畜や畜産物の回収につながるおそれがあるため、飼料の輸入・製造にあたっては、受け入れ

る原料の確認、製品の製造・品質管理においても、慣れや先入観によるミスがないか日々の確認により、飼料事故の防止の徹底が重要である。

こういった内容は GMP ガイドラインにも盛り込まれているため、GMP の普及（令和 6 年 4 月現在、97 事業場が（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による適合確認を受けている）と併せて着実な実施についても引き続き関係機関と協力して進めていく必要がある。

（４）GHG 削減を目的とする飼料添加物の安全確保

農林水産省が令和 3 年 5 月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、持続的な畜産物生産に向けて取り組むべき課題の一つとして、温室効果ガス（GHG）の排出抑制がある。そして、この課題解決のため、牛のおくび（ゲップ）に含まれるメタンガスを削減する資材など、GHG 削減効果の高い飼料の開発に取り組むこととしている。

この取組の推進に向け、令和 4 年 1 月、GHG 削減を目的として飼料に添加する資材を「飼料添加物」に位置づけるよう整理し、また、9 月にこのような資材について評価を行うため「評価基準」を定めた。これらにより、メタン削減効果と安全性について評価を受けた「飼料添加物」が指定を受け、流通できることとなった。また、GHG 削減効果があるとされる資材の取扱い（表示のルール、飼料添加物としての指定の要否等）について、改めて整理し、令和 5 年 12 月に都道府県や関係団体等に通知※した。

現在、2 つの資材（カシューナッツ殻液及び 3－ニトロオキシプロパノール（3-NOP））について指定の手続きを進めているところである。これらの 2 資材については、令和 6 年 3 月 12 日に開催された農業資材審議会飼料分科会で審議され、家畜への効果と安全性について問題ないとして答申が得られたところ。当課では、飼料添加物の速やかな評価・指定を通じて、GHG 削減の取組に貢献していく。

※GHG 削減効果があるとされる資材の飼料安全法における取扱いについて（令和 5 年 12 月 26 日付け 5 消安第 5441 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）

（５）ゲノム編集飼料

新たな育種技術であるゲノム編集技術は、従来の品種改良を効率化・迅速化することができる技術であり、当該技術を用いた作物等の開発が進められている。

この技術を利用して生産された作物等については、その流通に先立ち、食品及び飼料の安全性並びに生物多様性の確保の観点から問題がないことを確認した上で、開発者から届出を受理し、公表する仕組みとしている（飼料については令和 2 年 2 月に開始）。

現在、GABA 高蓄積トマト 2 品種（それぞれ令和 2 年 12 月及び令和 5 年 7 月）、可食部増量マダイ（令和 3 年 9 月及び令和 4 年 12 月）、高成長トラフグ（令和 3 年 10 月及び令和 4 年 12 月）、高成長ヒラメ（令和 5 年 11 月）、ワキシートウモロコシ（令和 5 年 3 月）について届出を受理し、公表している。食品の残さが飼料として利用される可能性があるため、研究機関等の開発者からゲノム編集作物等

の実用化の相談があった際は、畜水産安全管理課にも相談するようお願いしたい。

(6) 国産飼料中のかび毒の低減対策

近年、我が国において生産が増えている飼料用とうもろこし子実については、青刈りとうもろこしに比べて栽培期間が長くなるため、アワノメイガの幼虫等による子実の食害を受けやすくなる。

食害を受けた子実は、かび毒産生菌が侵入しやすくなることが知られていることから、昨年3月、生産・調製段階におけるかび毒汚染・低減対策を取りまとめた技術指導通知を発出（令和5年3月23日付け4消安第7174号4畜産第2770号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、畜産局飼料課長通知）するとともに、登録農薬の適用拡大を受けて、昨年5月及び7月に一部改正を行った。

飼料用とうもろこし子実については、耕種農家のみならず、畜産農家が自ら栽培を行う場合もあることから、こうした農家より問い合わせや相談があった場合には、技術指導通知と併せて作成した農家向けパンフレットを活用しつつ、適切な指導をお願いしたい。

（本通知及びパンフレットは、以下の農林水産省 HP に掲載）

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>

2. ペットフードの安全確保に関する取組

ペットフードの安全確保については、平成21年6月に施行された愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）に基づき、国（地方農政局等）及びFAMICが製造業者、輸入業者及び販売業者に対して、国が定めた規格・基準等の遵守について検査・指導を実施。

日頃から、病原微生物汚染によるペットの健康被害発生を防止するため、製品の加熱の重要性などに焦点を当てたリーフレットを作成し、周知に努めているところ。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-51.pdf>

また、近年、野生鳥獣肉のペットフード利用量は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれるが、野生鳥獣は狩猟による野生鳥獣肉中の鉛弾の残留の確認に加え、寄生虫や細菌等に汚染された野生鳥獣肉による犬猫への感染防止対策として、加熱が重要。

さらに、野生鳥獣肉・骨等をペットフードとして販売する業者の中にはペットフード安全法に基づくペットフードの製造業者の届出が行われていない事例が散見されるため、野生鳥獣肉を使用したペットフードの製造に関心の高い業者等から問い合わせがあった際にはペットフード安全法の周知をお願いしたい。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>

肉骨粉等の用途別規制(見直し案)

略号:○:利用可、×:利用不可

		牛用飼料	鶏・豚等※2用飼料	養魚用飼料
肉 骨 粉 の 原 料	牛、めん山羊※1	×	利用再開	○
	豚	×	○	○
	鶏	×	○	○

※1 特定危険部位(SRM)等は利用不可。

【牛のSRM】全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の頭部(脳、眼など)・脊柱・脊髓

【めん山羊のSRM】全月齢の脾臓・回腸、12か月齢超の頭部(脳、眼など)・脊髓

※2 豚、馬、鶏及びうずら

WOAHコードでは、反すう動物(牛、めん山羊等)の肉骨粉が反すう動物へ給与されていないことを求めているものの、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用は規制していない。

新たな管理措置(案)

～鶏・豚とともに飼養する牛農家における牛への誤給与防止～

牛等への誤給与を防止するため、給与禁止の表示の義務に加え、以下のとおり、鶏、豚とともに飼養する牛農家への検査を強化する。

利用再開後1年目

同一農場において鶏・豚とともに飼養する牛等の農家※への立入検査を実施

※平成27～30年度の牛農家への調査実績から約1,500戸と推定。

利用再開後2年目以降

上記の農家のうち、牛肉骨粉等を含む飼料を使用する者※に対しては、原則として年1回の立入検査により、当該飼料が牛等に誤給与されていないこと等を確認。

※ 1年目の立入検査において、牛肉骨粉等を含む飼料の使用の有無を確認しつつ、使用を開始した場合は、都道府県への報告を依頼／飼養衛生管理基準に係る巡回指導で確認された場合等は、都道府県内で情報を共有

令和 6 年 度

予算概算決定の概要
消費・安全局畜水産安全管理課

令和 5 年 1 2 月

農林水産省

令和6年度 畜水産安全管理課予算概算決定の概要

※デジタル庁計上

事業名	頁	R6決定額（R5当初予算）
1. 生産資材（飼料・動物用医薬品）の安全確保		
◆ 安全な生産資材の安定供給の推進	1	320 (370) 百万円の内数
◇ 生産資材安全確保対策事業委託費 【拡充】	2	203 (237) 百万円
◇ 動物用医薬品対策事業 【拡充】	3	55 (63) 百万円
◇ 薬事監視事務委託費	4	2 (2) 百万円
2. 畜産・水産分野における薬剤耐性対策		
◆ 抗菌剤に頼らない畜水産物の生産体制の推進	5	527 (480) 百万円の内数
		1,720 (2,006) 百万円の内数
		99※ (38) 百万円
◇ 生産資材安全確保対策事業委託費 【拡充】 <再掲>	(2)	203 (237) 百万円
◇ 動物用医薬品対策事業 【拡充】 <再掲>	(3)	55 (63) 百万円
◇ 飼養衛生管理情報通信整備事業委託費	6	89※ (32) 百万円
◇ 水産防疫対策事業 【新規】 【拡充】 <再掲>	(9)	85 (82) 百万円
◇ 動物医薬品検査所の検査事業費 【拡充】	7	280 (281) 百万円
		79※ (77) 百万円
◇ 養殖衛生管理体制の整備（消安交付金） <再掲>	(10)	1,720 (2,006) 百万円の内数
3. 獣医事		
◇ 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 【拡充】	8	250 (240) 百万円
4. 水産安全・水産防疫		
◇ 水産防疫対策事業 【新規】 【拡充】	9	85 (82) 百万円
◇ 養殖衛生管理体制の整備（消安交付金）	10	1,720 (2,006) 百万円の内数
◇ 海洋生物毒の監視の推進（消安交付金） 【拡充】	11	1,720 (2,006) 百万円の内数
5. 牛トレーサビリティ		
◇ 牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業 【拡充】	12	62 (26) 百万円

<対策のポイント>

生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発、管理手法の検証等を実施します。
また、安定供給に向けた新技術による動物用医薬品等の開発支援、ワクチン原液保管機器導入の支援、ドローン用農薬等の登録拡大を促進します。

<政策目標>

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給

<事業の内容>

1. 農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品に関する安全確保対策

① 新たな散布方式での薬効・薬害の効率的な評価、被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果の検証等、**農薬の安全性向上に必要な調査・試験**を行います。

② 肥料原料として利用が進んでいない**副産物の利用拡大のため、品質や安全性に係る調査・試験や成分の簡易分析法の開発**を行います。

③ 飼料中の有害物質の基準値作成等の**リスク管理措置の検討に必要な調査・試験等**を行います。

④ 動物医薬品の承認・使用基準の設定等**動物用医薬品の安全性に関する評価の充実に必要な調査・試験**を行います。

2. 動物用医薬品の迅速かつ安定的な供給

① **新技術を活用した動物用医薬品、希少疾病用の医薬品や市場規模の小さいみつばち・養殖水産動物用の医薬品等の開発等**を支援します。

② 家畜伝染病の感染状況等の変化に伴うワクチンの必要量の変動に迅速に対応するため、**ワクチン原液保管に必要な超低温冷凍装置の導入**を支援します。

3. ドローンによる空中散布等に対応した農薬の登録促進

省力的・効果的な散布技術であるドローン、常温煙霧用等の**農薬の登録拡大に向けた試験の実施**を支援します。

4. 遺伝子組換え体の輸入時における検査方法の開発

未承認遺伝子組換え農作物の流入を的確に防止する観点から、栽培用種子等の輸入時の検査に利用可能な検査法を開発します。

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等
(都道府県等を含む)

(1、4の事業)

民間団体等
(都道府県等を含む)

(2、3の事業)

定額

【お問い合わせ先】

(1 ①②、4の事業)
(1 ③④、2の事業)
(3の事業)

消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585)
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2104)
消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

<事業イメージ>

農 薬

・ 新たな散布方式での薬効・薬害の効率的な評価、被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果の検証等、**農薬の安全性向上に必要な調査・試験の実施**

・ ドローン、常温煙霧用等の**農薬の登録拡大に向けた試験の実施**



動物用医薬品

・ 動物用医薬品の毒性試験・残留試験等の調査・試験を実施

・ 新技術活用や市場規模が小さい動物用医薬品等の承認申請に必要な試験等の開発費を支援

◇新薬の開発・審査の迅速化を推進
◇安全で有効な医薬品等を早期に現場で応用



・ ワクチン原液保管機器導入の支援



遺伝子組換え体

・ 国内で未承認の遺伝子組換え体の輸入時における検査法の開発

肥 料

・ 現在未利用の副産物について、肥料利用に向けた品質や安全性に係る調査・試験の実施

・ 肥料事業者による成分分析の適切な実施を促すため、簡易分析法の開発を実施



飼 料

・ 有害物質（かび毒、残留農薬、重金属）等の含有・実態調査、残留・移行試験



汚染実態調査の実施 家畜を用いた動物試験の実施

国際的な考え方に基づいて、科学的に基準値を設定

・ 安全な飼料製造のための実態調査及び普及啓発



安全な生産資材の安定的な供給

＜対策のポイント＞
生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発、管理手法検証、薬剤耐性菌のまん延防止対策等を推進します。

＜事業目標＞
最新の科学的な知見に基づき、安全な生産資材の安定供給を推進し、農畜水産物への消費者の信頼確保に貢献

＜事業の内容＞

1. 農薬、肥料、飼料及び動物医薬品に関する安全確保対策の実施

① 新たな散布方式での薬効・薬害の効率的な評価、被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果の検証等、**農薬の安全性向上に必要な調査・試験**を行います。

② 肥料原料として利用が進んでいない**副産物の利用拡大のため、品質や安全性に係る調査・試験や成分の簡易分析法の開発**を行います。

③ バイオスティミュラント等の**新規資材の開発動向や海外での規制状況を調査**します。

④ 飼料中の有害物質の基準値作成等の**リスク管理措置の検討に必要な調査・試験**を行います。

⑤ 抗菌性飼料添加物の使用量削減に向け、**使用実態調査及び普及啓発**を行います。

⑥ 動物医薬品の承認・使用基準の設定等**動物用医薬品の安全性に関する評価の充実に必要な調査・試験**を行います。

⑦ 病検体株の変異に対応したワクチンの迅速な開発・供給体制を構築するため、**オーダーメイドワクチン制度について、安全性確保を含めた課題等の調査**を行います。

2. 新たな薬剤耐性対策アクションプランを踏まえた対策の実施

① 抗菌剤の慎重使用の取組を推進するため、獣医師、生産者等に対する**普及啓発、薬剤感受性試験の技術研修等**を行います。

② 抗菌剤の使用量削減に向けて、獣医師、生産者に対し、**治療に抗菌剤を多用する疾病の予防技術の伝達等**を行います。

③ 家畜、畜産環境、養殖水産動物、愛玩動物における**薬剤耐性菌発現の動向調査**を行います。

＜事業イメージ＞

農 薬

- 新たな散布方式での薬効・薬害の効率的な評価、被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果の検証等、農薬の安全性向上に必要な調査・試験の実施・・・1①

新たな散布方式での薬効・薬害等の試験データ

被覆による土壌くん蒸剤の使用量減少効果データ

補助成分の海外での規制状況の把握

最新の科学的な知見・技術の進展に対応した安全性の向上

肥 料

- 現在未利用の副産物について、肥料利用に向けた品質や安全性に係る調査・試験の実施
- 肥料事業者による成分分析の適切な実施を促すため、簡易分析法の開発を実施・・・1②

肥料生産

事業者による分析

出荷

新規資材

- 新規資材の開発動向や海外の規制状況を調査・・・1③

新規資材の開発動向や海外の規制状況を調査

動物用医薬品

- 動物用医薬品の使用基準の設定に資するため毒性・残留試験、文献調査等の実施
- 新たな制度導入検討に必要な有識者による検討会、海外調査・・・1⑥⑦

抗菌剤の適正使用推進のため

薬剤耐性試験法の技術研修会開催

疾病予防技術の勉強会開催

動物分野の薬剤耐性動向調査 等・・・2

飼 料

- 有害物質（かび毒、残留農薬、重金属）等の含有・実態調査、残留・移行試験・・・1④

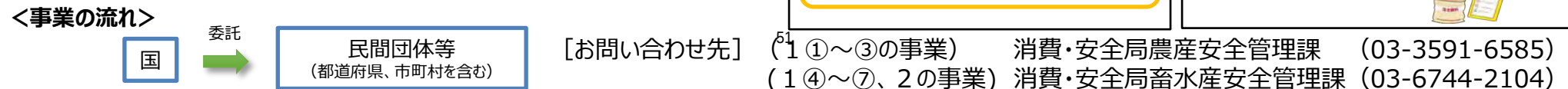
汚染実態調査の実施

家畜を用いた動物試験の実施

国際的な考え方に基づいて、科学的に基準値を設定

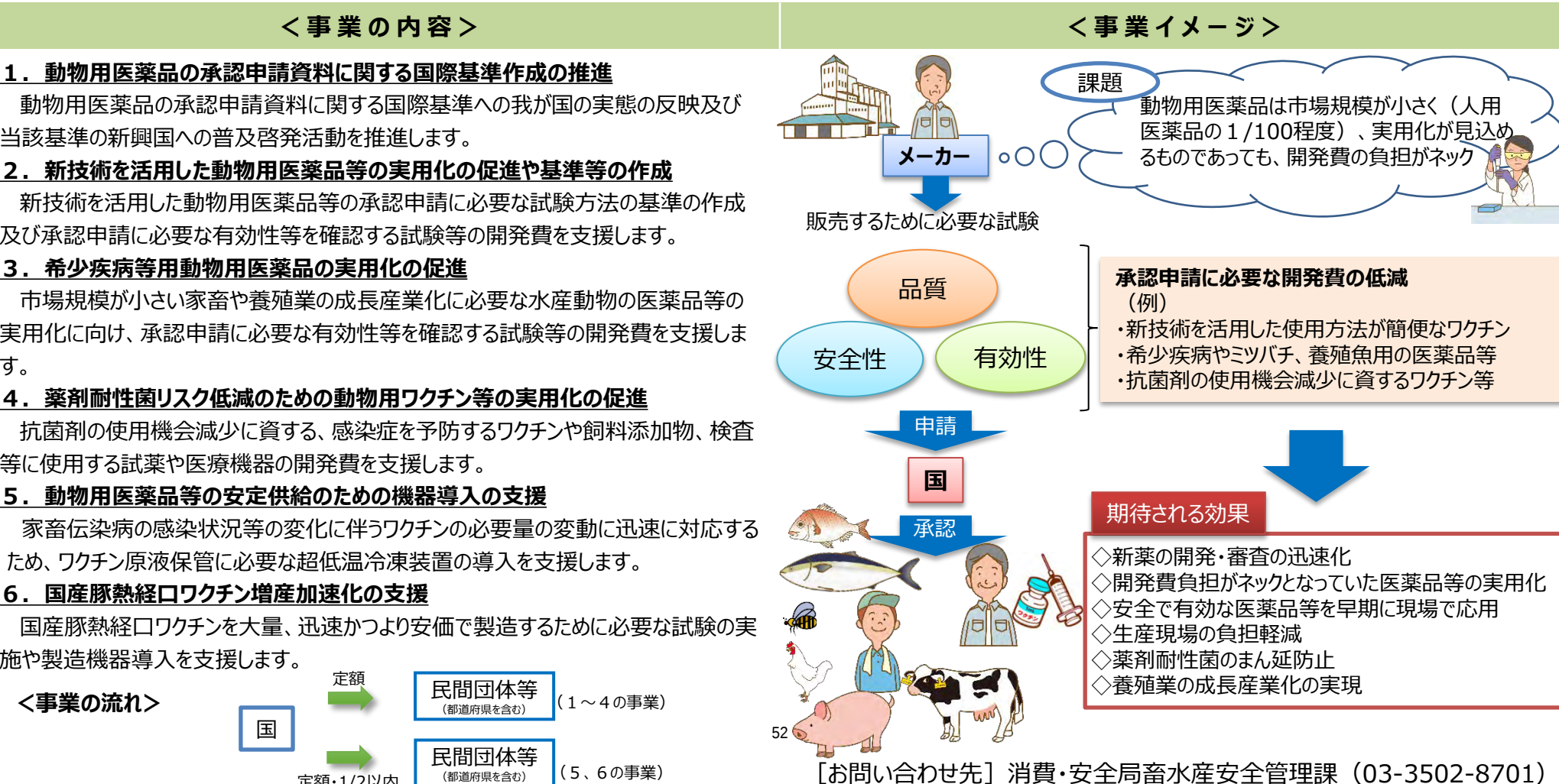
- 安全な飼料製造や抗菌性飼料添加物の使用量削減のための実態調査及び普及啓発、・・・1④⑤

安全な生産資材の安定的な供給



＜対策のポイント＞
動物用医薬品の承認審査に係る基準の国際的調和の推進等への支援や民間だけの力では実用化が進みにくい動物用医薬品等の開発費等の支援により動物用医薬品等の実用化を促進するとともに、安定供給を図ることで持続的な畜水産物生産の確保に貢献します。

＜事業目標＞
動物用医薬品の迅速な承認審査の実施、家畜・養殖水産動物の防疫体制の構築、薬剤耐性対策に必要な動物用医薬品等の安定供給



＜対策のポイント＞

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、**都道府県の薬事監視員が製造販売業等の許可や動物用医薬品の検定の事務**を実施します。

＜事業目標＞

動物用医薬品等の製造販売業等の許可・検定等を法に基づき適正に実施し、**動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保**

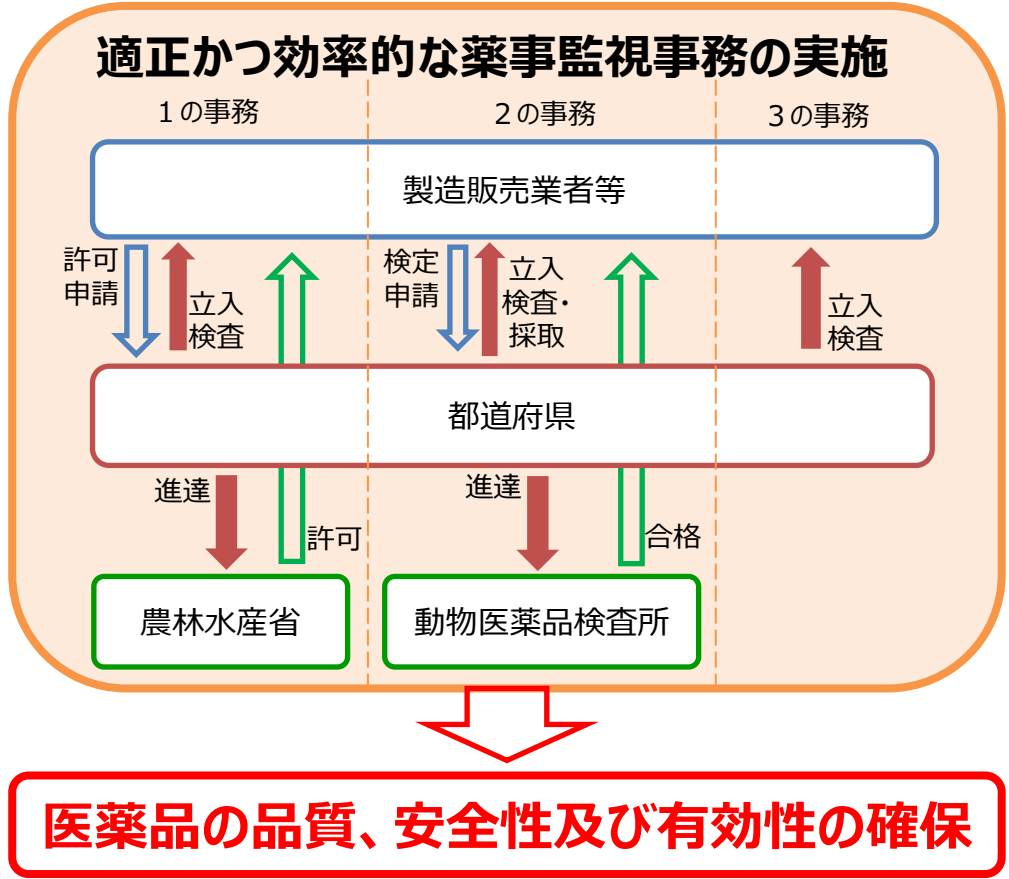
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

＜背景＞

薬事監視事務は、医薬品医療機器等法及び同法施行令において地方自治法に規定する**法定受託事務**とされるとともに、その経費は地方財政法により**地方公共団体**が負担する義務を負わない**経費**として規定されています。

- ＜事業の内容＞
- 1. 製造販売業者等の許可等のための事務**
製造販売業者等の許可等の申請を都道府県が受け付け、施設や業務体制の審査のため、都道府県の薬事監視員が立入検査を行います。
 - 2. 動物用医薬品の検定のための事務**
動物用医薬品の検定の申請を都道府県が受け付け、都道府県の薬事監視員が検定試験品の採取等を行います。
 - 3. 製造販売業者等の監視事務**
法や基準等への遵守状況の確認のため、製造販売業者等へ都道府県の薬事監視員が立入検査を行います。



○ 抗菌剤に頼らない畜水産物の生産体制の推進

【令和6年度予算概算決定額 527（480）百万円の内数
消費・安全対策交付金 1,720（2,006）百万円の内数】
【令和6年度予算概算決定額（デジタル庁計上） 99（38）百万円】
（令和5年度補正予算額（デジタル庁計上） 336百万円）

<対策のポイント>

抗菌剤は、家畜の治療に重要であるものの、薬剤耐性菌の発生により、動物だけでなく、人への悪影響も懸念されることから、国内外で使用に関する厳しい対応が求められています。このため、**抗菌剤に頼らない畜水産物の生産体制構築が急務**となっていることから、**ワクチン、代替薬、迅速な診断手法等の開発を支援**するとともに、**抗菌剤の慎重な使用に関する研修、薬剤耐性菌発生の監視・動向調査を実施**します。

<政策目標>

畜産分野の抗菌剤の販売量（2020年より15%削減※〔令和9年度まで〕）※薬剤耐性対策アクションプラン（2023-2027）。関係閣僚会議決定。

<事業の内容>

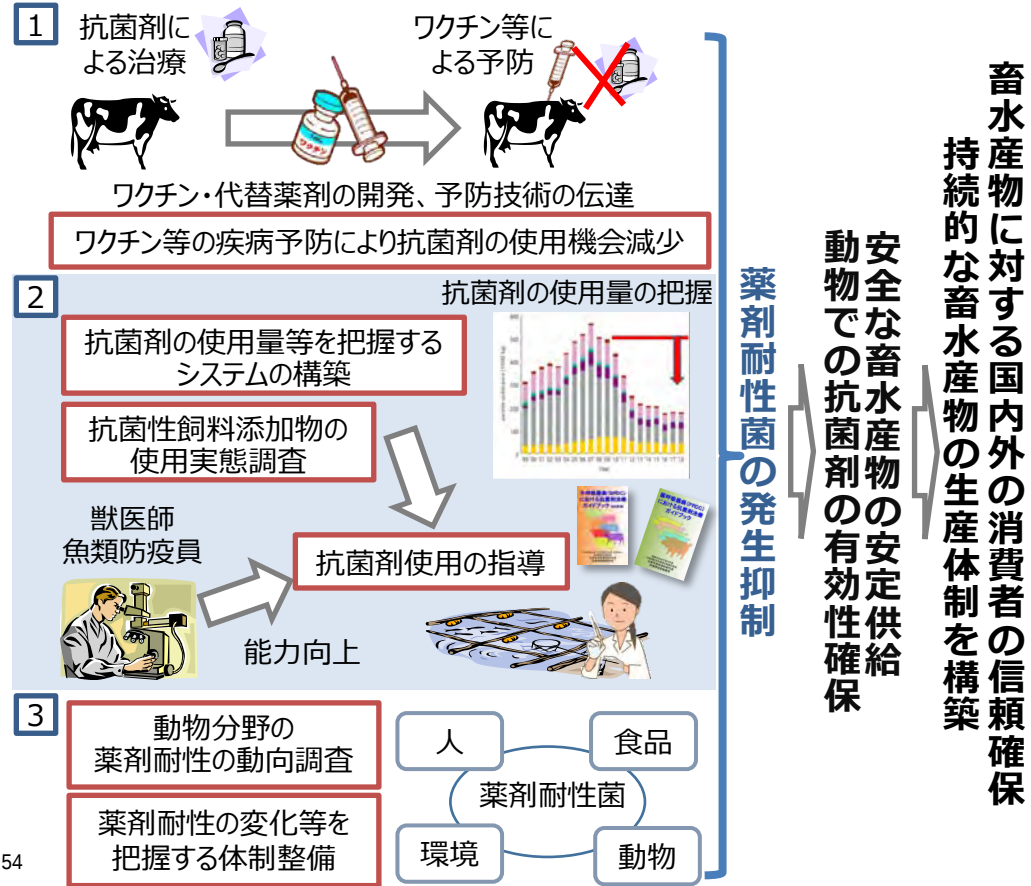
- 1. 抗菌剤の使用機会の削減に資する体制の整備
 - ① ワクチン・抗菌剤の代替薬剤・試薬等の開発・実用化を支援します。
 - ② 生産者や獣医師に対し、治療に抗菌剤を多用する疾病の予防技術の伝達等を行います。
 - ③ 農場の状況に見合ったワクチンの提供体制を検討します。
- 2. 抗菌剤の適正使用・慎重使用に資する体制の整備
 - ① 迅速かつ的確に抗菌剤を選択できるよう、診断・制御法、試薬等の開発・実用化支援をします。
 - ② 農場ごとの抗菌剤の使用実態を正確に把握し、獣医師の投薬指導、畜産物の輸出時に必要な投薬証明に活用できるシステム構築に向けた調査等を実施します。
 - ③ 抗菌性飼料添加物の使用実態調査及び普及啓発を行います。
 - ④ 獣医師、生産者等への抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施するとともに、都道府県が行う魚類防疫員等への研修を支援します。
- 3. 動向調査の実施と監視体制の整備

家畜、養殖水産動物等における**薬剤耐性菌発生の動向調査**や、人、動物、食品等由来の**薬剤耐性菌**について、遺伝子レベルでの比較解析等を行い、**薬剤耐性の変化や拡大の予兆を把握する体制を整備**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



畜水産物に対する国内外の消費者の信頼確保
持続的な畜水産物の生産体制を構築
動物での抗菌剤の有効性確保
安全な畜水産物の安定供給

【お問い合わせ先】消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2103）

<対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

<事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発 [令和7年度まで]

<事業の内容>

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. システム運用保守

令和5年度に開発した生産者による飼養衛生管理基準の自己点検結果、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準遵守の確認、病性鑑定等の結果等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

2. コールセンターの設置

令和6年度から運用を開始する生産者向けスマホアプリケーション等について、生産者等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

3. システム開発・改修等

令和5年度に要件定義を実施した防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報等を関係者間で共有・活用するシステム開発を実施します。

また、令和5年度に開発した機能等について、事務処理改善の改修等を実施します。

4. システム開発に係る調査検討・要件定義等

令和7年度に設計・開発する投薬情報(獣医師による直接投与等)、と畜・食鳥検査結果情報、サーベイランス結果情報、データ分析等の機能について、調査検討、要件定義等を実施します。

また、有識者、自治体、関係団体など畜産関係者により、システム構築に係る検討会を開催し、意見や情報の交換を実施します。

<事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善【生産者】
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負担の軽減【獣医師(畜産行政)】
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用【関係者全体】
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進【生産者】
- ⑥ と畜検査結果等の改善による廃棄の減少、蓄積データの活用【獣医師(公衆衛生行政)】
- ⑦ データ活用を通じた情報発信及び飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給【消費者】

◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応【関係者全体】

<事業の流れ>



55 [お問い合わせ先]

- 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)
- 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
- 消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

＜対策のポイント＞
動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を通じて、動物の命を守るとともに、食の安全を守ります。

- ＜事業目標＞
- 検定・検査の適正な実施により、品質の確保された動物用医薬品等の安定供給に貢献
 - 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）に対する動物用医薬品等の効果的な使用の検証、HPAIワクチンの製造用株作出により、家畜防疫に貢献
 - 我が国の薬剤耐性対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献
 - 承認審査の効率化・迅速化による有用な動物用医薬品等の円滑な供給や、獣医師等に対する適切な情報提供により動物衛生の向上に貢献

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 動物用医薬品等の検査対応
ISO認定の取得や外部精度管理試験の受検、計画的な機器更新により、適正な検定・検査を行い、品質の確保された動物用医薬品等の安定供給に貢献します。また、試験検査に関する信頼性水準を確保・維持するため、標準品の作成及び配付を安定的に行います。

2. 動物用医薬品等の効果的な使用の検証、新たなワクチン製造用株の作出
豚熱やHPAI等、家畜防疫上重要な疾病に対し、動物用医薬品等の効果的な使用について科学的に検証し、獣医師等の使用者へ情報提供するとともに、流行するHPAIウイルスに適したワクチン製造用株を作出し、より効果の高いHPAIワクチンを備蓄することにより、家畜防疫に貢献します。

3. 薬剤耐性対策の推進
動物分野における薬剤耐性対策の基幹検査機関として、薬剤耐性菌の動向調査的確な実施、ゲノム解析等の活用による薬剤耐性菌の発生・伝播機序の解明を通じて、薬剤耐性菌のリスク低減及び国産畜水産物の信頼性確保に貢献します。

4. 動物用医薬品等の承認審査及び情報提供の効率化・迅速化
ICTを活用した情報システムを用いて承認審査の効率化・迅速化を図ることにより、有用な動物用医薬品等の円滑な供給に貢献します。また、動物用医薬品等情報や副作用情報をデータベース化して獣医師等に提供することで動物衛生の向上に貢献します。

1 動物用医薬品等の検査対応

有効性・安全性の確保された動物用医薬品等の安定供給に貢献

・精度管理試験の受検、計画的な機器更新の実施→検査の信頼性向上・維持


検査機器

2 動物用医薬品等の効果的な使用の検証、新たな製造用株作出

我が国の家畜防疫に貢献

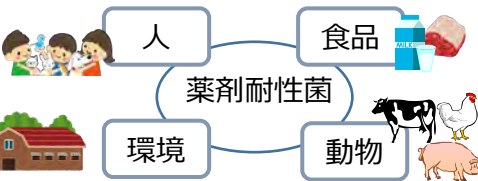
・検証試験の実施及び製造用株の作出→効果的な使用に関する情報提供及び効果の高いワクチンの備蓄



3 薬剤耐性対策の推進

我が国の薬剤耐性対策の向上や畜水産物の信頼性の確保に貢献

・薬剤耐性菌の動向調査及び伝播機序等の解明→薬剤耐性菌のリスク低減



4 動物用医薬品等の承認審査及び情報提供の効率化・迅速

動物薬の円滑な供給/動物衛生の向上

・ICTの活用による承認審査に要する時間の短縮→動物薬が迅速に市場へ
・動物用医薬品関連情報システムの開発・整備



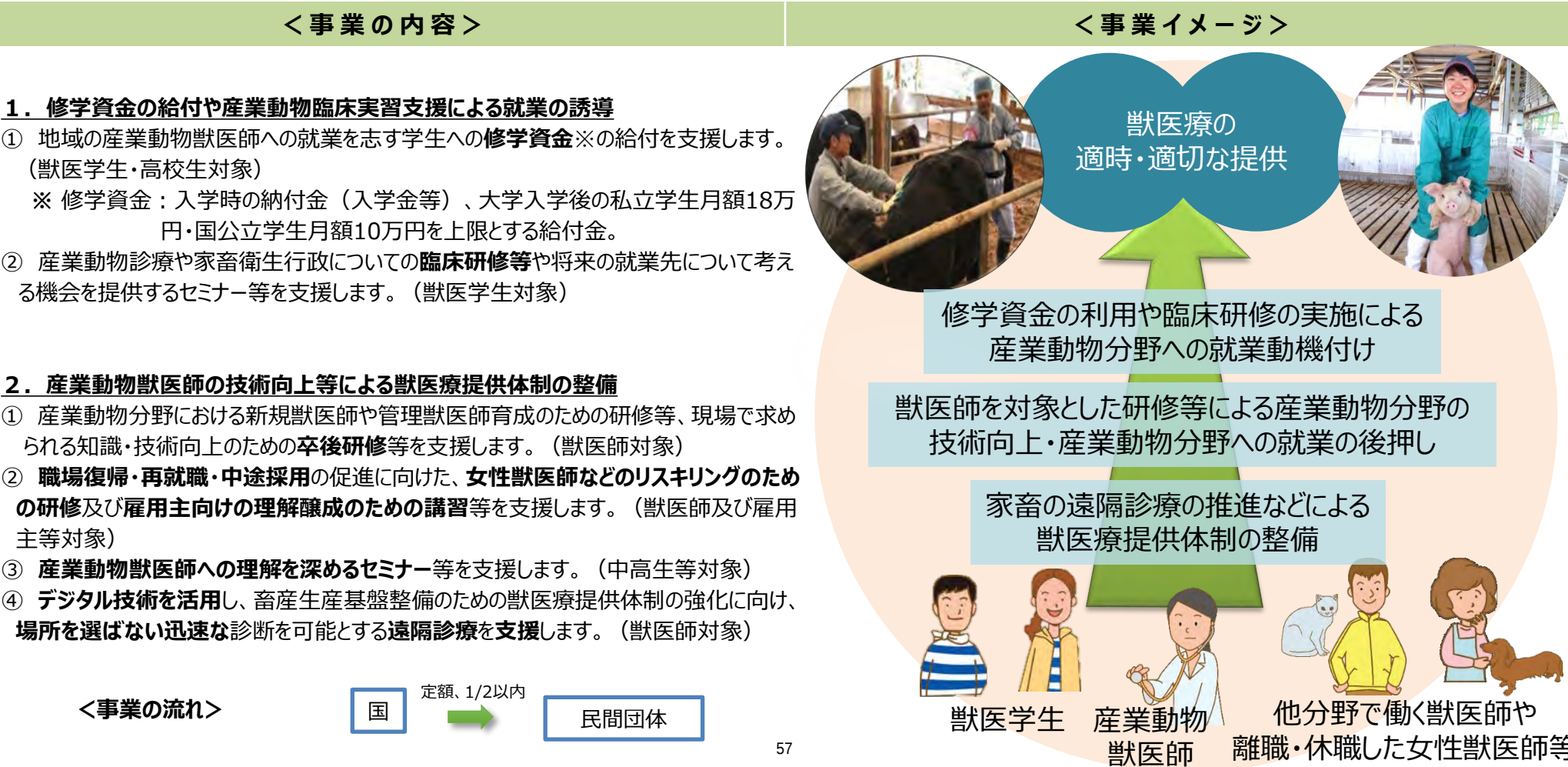
動物の命と食の安全を守る

<対策のポイント>

地域の産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生・高校生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした臨床実習の実施、女性獣医師等に対する就業支援、遠隔診療の推進、ニーズに応じた獣医療の提供等により**獣医療提供体制の整備を図ります。**

<事業目標>

地域における産業動物獣医師の育成・確保等を通じた獣医療の適時・適切な提供



○ 水産防疫対策事業

【令和6年度予算概算決定額 85（82）百万円】

＜対策のポイント＞

養殖業の成長産業化を進め、輸出拡大に向けて抗菌剤に頼らない養殖生産体制の推進等を図るため、これまでの取組に加え、養殖業者が行っている有効な衛生管理の取組を収集し、科学的な検証を行ったうえで**養殖衛生管理指針**として取りまとめ、我が国の**養殖衛生管理水準の底上げ**を図ります。
また、都道府県の魚類防疫員、獣医師等が遠隔診療技術等を活用し、**都道府県の垣根を越えて連携した魚病迅速診断体制モデル**の構築を支援します。

＜事業目標＞

- 水産資源保護法に規定する疾病について、国内への新たな侵入を防止
- 養殖業成長産業化総合戦略〔2030年目標〕及び農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略〔2025年目標〕の成果目標の達成
- 魚類防疫員、獣医師等が情報通信機器を活用して連携した魚病迅速診断体制の整備を支援し、モデル地域における診断までに要する時間の短縮〔5年間〕

＜事業の内容＞

1. 水産防疫対策事業委託費 71（71）百万円

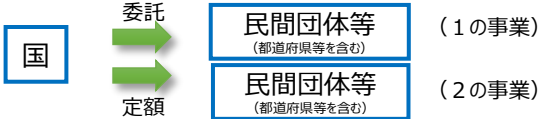
新たな伝染性疾病の国内への侵入を防止するとともに、養殖業等における既存の伝染性疾病発生による被害を防ぐため、以下の取組を実施します。

- ① 疾病のリスク評価
- ② 疾病の診断・予防・まん延防止等に係る技術開発や養殖衛生管理指針の策定に必要な情報収集、魚病診断機関の検査精度管理体制の確立
- ③ 魚病の診療体制強化のための獣医師等を対象とした研修の充実
- ④ 国際基準・情勢に対応したアクティブサーベイランスの実施、錦鯉の輸出に資する検査法の開発
- ⑤ ブリ類等の戦略的養殖品目の疾病に対応するためのDNAワクチン等新たなワクチンやワクチン接種プログラムの開発

2. 魚病迅速診断体制構築モデル事業 14（11）百万円

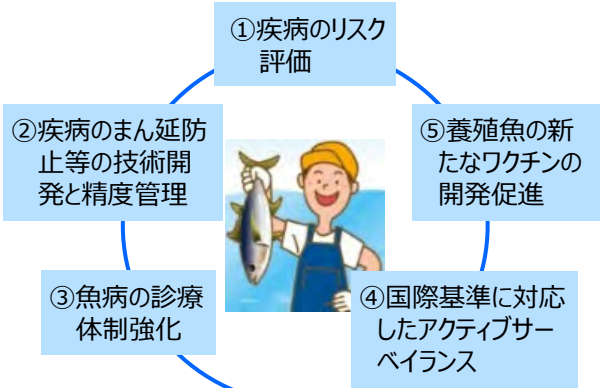
ウェアラブルカメラ等を用いた遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した広域の迅速診断体制の構築を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 水産防疫対策事業委託費



2. 魚病迅速診断体制構築モデル事業



- ・伝染性疾病の侵入防止とまん延防止 … 1 ①②
- ・迅速かつ精度の高い診療とそれに基づく効果的な魚病対策 … 1 ③
- ・疾病予防に重点を置いた対策、抗菌剤の使用抑制 … 1 ⑤
- ・輸出前検査等の負担の軽減、輸出手続の円滑化 … 1 ④
- ・遠隔診療による広域な迅速診断体制の構築 … 2

水産物の
安定供給
・
輸出促進

【お問い合わせ先】 消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2105）

＜対策のポイント＞

養殖業者等に対し、伝染性疾病的発生予防及び発生時におけるまん延防止措置等に関する指導等を行い、養殖水産動物の衛生管理を推進します。
また、抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

＜事業目標＞

国内養殖場における伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

＜事業の内容＞

1. 総合推進会議の開催等

全国会議や地域レベルでの会議の開催等により、魚病に関する問題や最新情報を共有し、養殖衛生対策を推進します。

2. 養殖衛生管理指導、養殖場の調査・監視、養殖衛生管理機器の整備

適正な養殖管理及び水産用医薬品等の使用を指導するとともに、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行います。また、水産用医薬品の残留検査等や養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を支援します。

3. 抗菌剤使用に係る指導体制の強化

養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

4. 疾病の発生予防・まん延防止

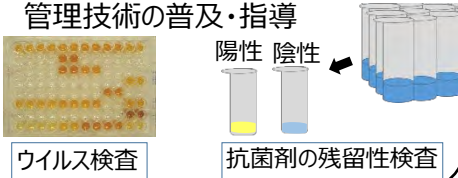
疾病の検査・診断、防疫指導、特定疾病のまん延防止措置等を支援します。

＜事業イメージ＞

1. 魚病の情報共有による養殖衛生管理対策を推進



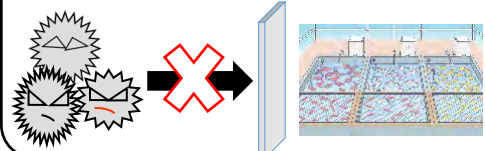
2. 養殖場の調査、適正な養殖衛生管理技術の普及・指導



3. 抗菌剤使用に係る指導体制の強化

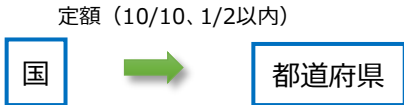


4. 疾病の発生防止・まん延防止



国内養殖場における伝染性疾病的発生予防とまん延防止

＜事業の流れ＞



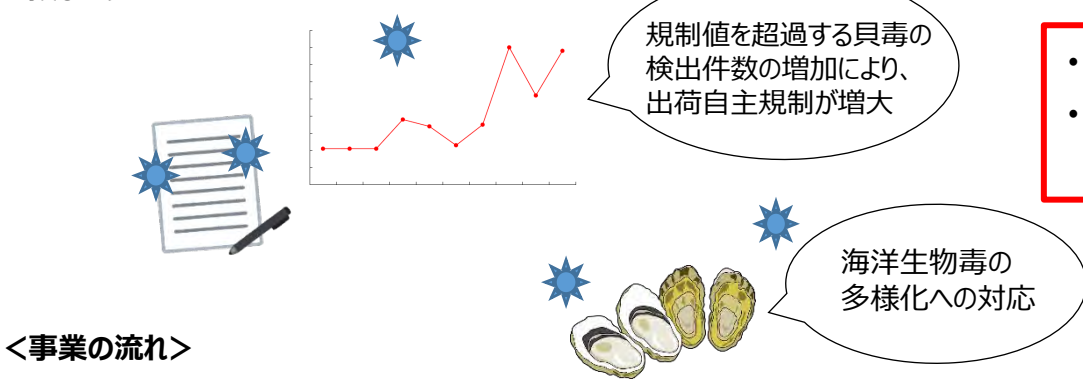
安全な水産物の安定供給を図る

<対策のポイント>
二枚貝等の安全性を向上させ、円滑に国内流通や輸出を行うために実施する**海洋生物毒**（毒素を有するプランクトンを摂食した二枚貝等に蓄積された毒性物質）、**有害微生物等**の**リスク管理体制**のきめ細かな整備を推進します。

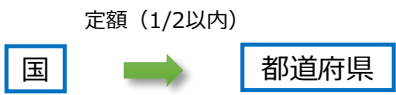
<事業目標>
海洋生物毒等の監視の推進

<事業の内容>

1. 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備
- 二枚貝等の**海洋生物毒等**による健康被害を未然に防止し、安全かつ円滑な国内流通や輸出が行われるよう、**都道府県におけるリスク管理体制の整備**を支援します。
2. リスク管理体制の整備や高度化等への推進
- 海洋環境の変化に伴う海洋生物毒等の発生の長期化等の中、安全かつ円滑な国内流通や輸出に対応できるよう国内リスク管理体制の整備や見直し（**海域指定や調査方法等の高度化等**）のための**専門家を交えた都道府県協議会の開催等**を支援します。



<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 調査分析及び分析機器の整備

2. リスク管理体制の整備・高度化等

- ・海域における安全な生産方法の検討や普及の実施
- ・輸出先国の求める海洋生物毒等の基準に応じた二枚貝等生産海域や調査方法等のきめ細かな設定

安全かつ円滑な二枚貝等の国内流通及び輸出を推進

○ 牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業

【令和6年度予算概算決定額 62（26）百万円】

<対策のポイント>

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、正確な牛個体識別情報の記録を確保することで、牛や牛肉に対する信頼と遅滞のない流通・牛肉の輸出促進を図るため、老朽化した届出システムの改修・エラーチェック機能を向上させます。

<事業目標>

管理者等からの届出におけるエラーの2割削減〔令和9年度まで〕による牛個体識別情報の精度向上と監視・指導業務の効率化

<事業の内容>

<事業イメージ>

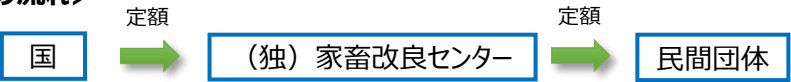
牛個体識別台帳システムの高機能化による信頼性確保対策事業

管理者等が利用する届出システム等の見直し・改善による届出エラーの減少により牛個体識別情報の精度向上と監視業務の効率化を図るため、令和5年度に実施した届出システムの調査・要件定義を踏まえたシステム改修を支援します。

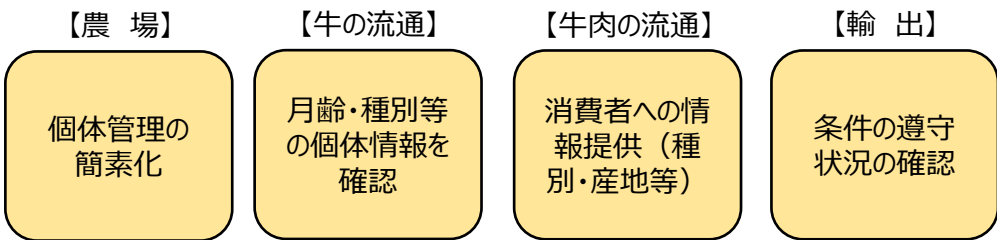
管理者等からの届出の状況（R3年度実績）

管理者からの届出数	届出エラー数	届出エラー率
1,120万件	16.5万件	(1.5%)
2割削減		
R9年度目標	13.2万件▲3.3万件	(1.2%)

<事業の流れ>



牛個体識別情報の活用



※重大な疾病が発生した際、生産履歴を遡り同居牛の特定が可能
その他、補助事業等での事務負担の軽減、家畜共済や畜産統計等で活用

届出システムの改修で得られる効果

